

しがの学びと居場所の保障プランの改定（最終案）について

1 改定の趣旨

- 本県では、不登校の状態にある子どもの支援に係る基本理念、令和 6 年度支援策等をまとめた本プランを策定(令和 6 年 3 月)。
- 現行プランでは「子どもたちの状態に応じて必要な支援を切れ目なく確保できるよう、不登校の子どもたちへの分野横断的・包括的な支援策を令和 6 年度以降順次具体化し、検証を重ねつつ発展させていく」としており、今年度の取組状況等も踏まえ、今後の支援の方向性等を示すため、必要な改定を行うもの。
- 本プランを不登校の状態にある子どもの支援の方向性を示す指針として、子どもの目線に立ち、子どもの状態に寄り添った支援を進めることとし、子どもを取り巻く環境、子どもの学びの機会・居場所等をめぐる状況の変化に合わせ、順次発展させていく。

2 改定の方向性

(1) プランの基本的事項を整理し、以下の各項目を新たに記載する。

① 目指す姿

「不登校の状態にある子どもについて、支援につながっていない子どもをゼロにする。」

② 不登校の状態にある子どもの支援の基本的な考え方

「子どもを真ん中において、多様な状態にある子どもにあった学びの機会と居場所および必要な支援の充実」

③ プランの推進における県の役割

- ・ 県域における子どもの育ちと学びの環境整備
- ・ 市町域では難しい広域的な取組

④ プランの推進体制

「しがの学びの保障・居場所の確保推進協議会」における検証等

(2) 不登校の状態にある子どもへの支援策の具体化に係る記載を追加する。

① 子どもの状態の区分（登校できる・できない／外出できる・できない）に「(学校で) 安心して楽しく過ごせている」の区分を追加するとともに、9つの支援の方向性を学校内外の視点で再整理

② 9つの支援の方向性ごとに、今後の取組を記載

3 改定までの進め方

しがの学びの保障・居場所の確保推進協議会における学識経験者や関係者の参画による議論を踏まえた検討や、市町や不登校当事者等の意見等を踏まえて改定を行う。

4 改定スケジュール

令和 6 年(2024 年) 6 月 7 日	第 1 回しがの学びの保障・居場所の確保推進協議会
令和 6 年(2024 年) 9 月 10 日	第 2 回しがの学びの保障・居場所の確保推進協議会
令和 6 年(2024 年) 11 月 11 日	第 3 回しがの学びの保障・居場所の確保推進協議会
令和 6 年(2024 年) 11 月 20 日	教育・子ども若者常任委員会（骨子案）
令和 6 年(2024 年) 12 月 26 日	第 4 回しがの学びの保障・居場所の確保推進協議会
令和 7 年(2025 年) 1 月 24 日	教育・子ども若者常任委員会（素案）
令和 7 年(2025 年) 3 月 11 日	教育・子ども若者常任委員会（最終案）

しがの学びと居場所の保障プランの改定概要（最終案）

I プラン策定の趣旨等

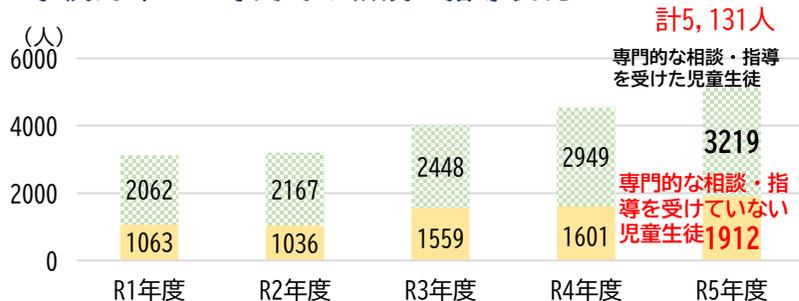
- 本県では、令和6年3月、不登校の状態にある子どもの支援に係る基本理念、令和6年度支援策等をまとめた本プランを策定し、子どもを真ん中において、子どもの状態に寄り添った支援を進めています。
- 本プランにおいて「子どもたちの状態に応じて必要な支援を切れ目なく確保できるよう、不登校の子どもたちへの分野横断的・包括的な支援策を令和6年度以降順次具体化し、検証を重ねつつ発展させていく」としており、今年度の取組状況等も踏まえ、今後の支援の方向性等を示すため、必要な改定を行います。
- 今後についても子どもを取り巻く環境、子どもの学びの機会・居場所等をめぐる状況の変化に合わせ、順次発展させていきます。

II 不登校をめぐる主な現状と課題

<不登校の状態にある子どもの数>

- 小中学校の不登校の状態にある子どもは4,087人（対前年度+623人）で過去最多。
- 高等学校では1,044人（対前年度-42人）。

<学校内外での専門的な相談・指導状況>



令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果(文部科学省) 人数は小中高校(国公私立)の合計

<フリースクールについて>

◆フリースクールを利用してよかったこと(子ども)

友だちができた(55.1%)、学校以外に行く場所ができた(53.7%)、学校ではできない経験ができた(49.3%)、自信がついた(30.9%)

<保護者の状況>

◆気分の落ち込みや自責の感情

「子どもが不登校になってからの気分の落ち込みや自責の感情が増えた」68.9%。

フリースクール等民間施設を利用する子どもや保護者への支援の在り方調査(R6年度滋賀県)

III 基本理念等

【基本理念】 すべての人が愛情をもって関わり、子どもたちの生きる力を育みます。

教育施策と子ども施策に取り組む関係機関が連携した「チーム」で支援を行い、子どもの状態に応じた「安心して成長できる居場所」や「多様な学びの機会」の確保を進めます。

【目指す姿】 支援につながっていない子どもをゼロにする

※支援：学校内外の機関等で専門的な相談・指導を受けている状態をいう。

【基本的な考え方】 子どもを真ん中において、多様な状態にある子どもにあった学びの機会と居場所および必要な支援の充実

- (1) **誰もが**安心して学ぶことができる学校づくり
- (2) **学校に行きづらい子ども**への初期段階での早期対応
- (3) **教室に入りづらい子ども**には、校内教育支援センター等一人ひとりに合った対応による学びの継続や居場所の確保
- (4) **学校に行けない子ども**には、校外教育支援センターでの対応や民間施設での受入れをはじめ、福祉や医療等の様々な関係機関とも連携した支援
- (5) 学校に行けず、家庭から出られない等の「**支援につながっていない子ども**」には、アセスメント等に基づくアウトリーチ支援

IV 支援にあたり重視する視点

- (1)子どもを真ん中において、小さなSOSを見逃さず「チーム」で支援します。
- (2)学校を「みんなが安心して学ぶことができる」場所にするとともに、多様な学びの場・居場所と連携し、社会的な自立の機会を保障します。
- (3)子どもの状態に応じた学びの機会と居場所を確保し、一人ひとりの思いに寄り添いながら、学び育つことのできる環境を整えます。

V プランの推進

I 県の役割

- 県域における子どもの育ちと学びの環境整備
- 市町域では難しい広域的な取組

2 プランの推進体制

- 県の関係部局の相互連携、市町との連携を推進します。
- しがの学びの保障・居場所の確保推進協議会において検証等を行い、プランの見直し等が必要になった際には、市町や当協議会等の意見を聴取しながら、改定を行います。

VI 支援策

【誰もが安心して学ぶことができる学校づくり】

滋賀の教育大綱に基づく取組

【学校内外共通の取組】

① 子ども本人や保護者への相談・支援体制の充実

- 子どもも大人も社会全体での学校への行きづらさや不登校への理解促進
- 学校内外の相談・支援体制の充実や相談窓口等の周知・充実
- 子どもの状態に応じた必要な支援を切れ目なく確保できる体制構築
- 教職員の相談対応のスキル・能力、アセスメント力の向上
- 家庭教育支援員の育成・家庭教育支援チームの活動支援
- 保護者同士の情報の交換や交流の場づくりの推進 など

② 学校や地域、関係機関等によるチームでの支援体制の強化

- SC, SSW等の専門家と連携した不登校の早期対応の推進
- 心身症など不登校にも関係のある病気等への教職員の理解促進
- 教職員、医療・福祉分野の関係機関等とも連携した学校外も含めたチーム支援の体制づくり
- 専門機関等と連携し、事案対応への専門人材の派遣や助言によるチームへの支援
- チーム間連携の強化等、地域一体の支援体制の推進 など

【学校内における取組】

③ 安心して学ぶことができる学校づくり、多様な学びの場・居場所等と学校との連携強化

- すべての子どもにとって居心地のよい学級・学校づくりの推進
- 一人ひとりの学習の理解、進捗等に応じた学習支援体制の充実
- 地域と学校の連携を図る地域学校協働本部を中心とした取組の推進支援
- フリースクール等民間施設や民間団体との連携推進
- 多様な学びの場・居場所と学校との連携の強化に向けた取組事例の収集、市町への提供 など

【学校外における取組】

⑥ (校外)教育支援センターの機能強化

- 子どもが利用しやすい校外教育支援センターづくりの支援
- 指導員・支援員の配置充実等に向けた支援や資質向上
- 実践事例を収集し、機能強化や利用しやすい環境整備の推進支援 など

⑦ 多様な学びの場・居場所の確保 (地域の状況に応じた民間施設の活用等)

- 地域の居場所の新たな立ち上げ、機能の充実に向けた支援
- 図書館や公民館等を活用した学習機会の確保、人とのつながりづくりや活躍の場の創出
- フリースクール等民間施設を利用する子どもたちを支援する市町の取組支援
- 地域社会全体で子どもを育む仕組みの整備 など

④ 校内の教育支援体制の強化 (校内教育支援センター等)

- 子どもが自分に合ったペースで学習・生活できる校内教育支援センター等の整備支援
- 学習や相談の支援が行うことができる支援員等の配置充実に向けた支援
- 学校内の居場所の効果的な活用事例の収集・発信 など

⑧ 必要な支援につなぐアウトリーチ等の強化

- アウトリーチ支援が必要な子ども(家庭)に対しアプローチを進められるよう、多機関・多職種の関係づくりの支援や好事例の収集・市町への提供
- アウトリーチ支援体制の構築をコーディネートできる専門職の充実
- 適切なアセスメントやアウトリーチを行うことができる人材の育成 など

⑤ ICTを活用した学習等の支援

- 授業支援ソフト等を活用したオンライン学習の推進
- アプリを活用した個別学習の推進
- 一人一台端末やZOOM等を活用したオンライン相談体制の推進

⑨ 学びの多様化学校等の検討

- 庁内の関係所属による検討会議と市町の意見を踏まえ検討

不登校の状態にある子どもへの支援の方向性

子どもの状態に応じて必要な支援を切れ目なく確保できるよう、不登校の状態にある子どもへの分野横断的・包括的な支援を行う。
(支援策については、下記①～⑨の方向性を重視しつつ、市町や関係者の意見を伺いながら、順次具体化を図る。)

子どもの状態と対応の方向	登校できる	登校できない		
	外出できる	外出できる		外出できない
	安心して楽しく過ごせている	学校に行きづらい (行き渋り→休み出す→欠席が多くなる・身体症状が出る) 登校できるが、教室に入りづらい	学校に行けない (定期的に通う場所(習い事など)がある場合、そうした場所はないが外出可能な場合も)	支援につがっていない (家の中で落ち着いて生活できる場合もあれば自宅から出ない場合も)
	子どもの状態の把握・必要に応じたアセスメント			
	学校生活へ向かうエネルギーを奪わないよう、共感的な受け止めが必要	相談機関・専門家等との関わりを通じ、本人や保護者の不安を和らげ、必要な支援につなげることが必要	本人の興味に応じた学びの場や居場所を通じて、社会的自立を段階的に支援することが必要	生活の安定が必要 できることから少しずつ自信を積み重ねることが必要
	誰もが安心して学ぶことができる学校づくり	校内教育支援センター等一人ひとりに合った対応 初期段階での早期対応	校外教育支援センターでの対応 民間施設での受け入れ (福祉や医療等、関係機関と連携した支援)	きめ細かなアセスメント等に基づくアウトリーチ





しがの学びと居場所の保障プラン（案）

～安心して学び育つための、不登校の状態にある子ども支援～

令和6年3月策定(令和7年●月改定)

滋賀県



【目次】

- 1 プラン策定の趣旨等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
- 2 不登校の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P2
- 3 不登校の状態にある子どもへの支援の基本理念・・・・・・・・・・ P4
- 4 支援の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P5
- 5 支援にあたり重視する視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P6
- 6 プランの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P9
- 7 不登校の状態にある子どもへの支援の方向性・・・・・・・・・・ P10
- 8 各支援の方向性の主な現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P11
- 9 不登校の状態にある子どもへの支援策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P12

プラン策定の趣旨等

1 趣旨等

- 本県では、不登校の状態にある子どもの支援に係る基本理念、令和6年度支援策等をまとめた本プランを策定(令和6年3月)。
- 本プランを不登校の状態にある子どもの支援の方向性を示す指針として、子どもを真ん中において、子どもの状態に寄り添った支援を進める。

【プランの改定】

- 令和6年3月策定のプランで「子どもたちの状態に応じて必要な支援を切れ目なく確保できるよう、不登校の子どもたちへの分野横断的・包括的な支援策を令和6年度以降順次具体化し、検証を重ねつつ発展させていく」としており、今年度の取組状況等も踏まえ、今後の支援の方向性等を示すため、必要な改定を行う。
- 今後についても子どもを取り巻く環境、子どもの学びの機会・居場所等をめぐる状況の変化に合わせ、順次発展させていく。

※本プランにおける「子ども」については、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校、高等専門学校または特別支援学校に在籍する児童生徒をいう。
※「不登校」とは、何らかの心理的、情緒的、あるいは社会的要因・背景により、子どもが登校しないあるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席している状態。ただし、「病気」や「経済的理由」、「その他」（保護者の教育に関する考え方、登校についての無理解、外国での長期滞在等）を除く。

関係プラン等

■淡海子ども・若者プラン

- 基本理念である「子ども・若者が笑顔で幸せに暮らせる滋賀」の実現に向けて、子ども・若者に関してプランが目指す姿として「子ども・若者が個人として尊重され、どのような環境にあっても遊び、学び、体験することを通して、健やかに育つとともに夢や希望を持つことができる」ことを掲げる。

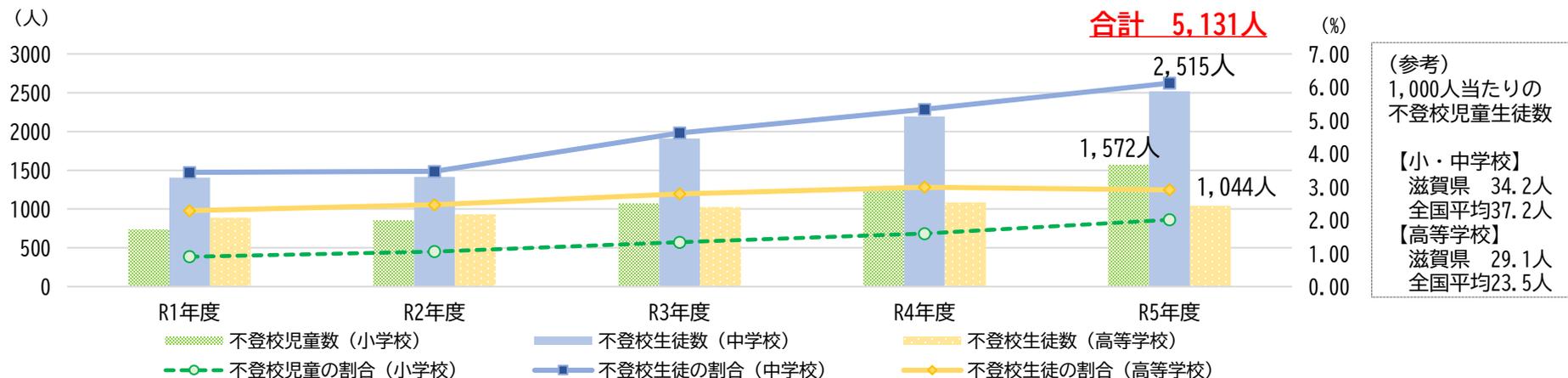
■滋賀県教育大綱

- 基本目標において「「夢と生きる力」を源とする豊かな人間性や社会性とたくましさを持ち、主体的に未来社会の形成に参画するとともに、生涯にわたり学び続ける人づくり」を目指す。
- サブテーマにおいて、教育を通じて、子ども一人ひとりの幸せや、教職員や子どもの家庭等における幸せ、みんなが幸せな地域づくりも掲げている。

不登校の現状と課題

(1) 不登校の状態にある子どもの数の推移

- 不登校の状態にある子どもの数は年々増加し、R5年度では5,131人となっている。特に、小学1年生、中学1年生の増加率が高い。
- 誰もが安心して学ぶことができる学校づくりに向けた取組の充実、多様な学びの場の確保の充実が必要。
- 本人や保護者の相談機会の確保や情報発信等のニーズに沿った支援が必要。



(2) 不登校の状態にある子どもについて把握した事実

- 不登校のきっかけ・要因は多様であることから、本人に必要な支援をアセスメント等を通じて丁寧に理解することが必要。
- 個別の状況に合わせた学習等の支援体制を構築し、すべての子どもの学びの機会の確保が必要。
- 子どもの気持ちに寄り添った教職員の接し方や言葉かけによる、子どもとの関係づくりが必要。

不登校の状態にある子どもについて把握した事実 ※複数回答

【小学校】	① 学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった	512人 (32.6%)
	② 不安・抑うつ等の相談があった	493人 (31.4%)
	③ 生活リズムの不調に関する相談があった	473人 (30.1%)
	④ 親子の関わりに関する問題の情報や相談があった	463人 (29.5%)
【中学校】	① 学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった	818人 (32.5%)
	② 不安・抑うつ等の相談があった	740人 (29.4%)
	③ 生活リズムの不調に関する相談があった	735人 (29.2%)
	④ 学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた	549人 (21.8%)
【高等学校】	① 学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった	320人 (30.7%)
	② 生活リズムの不調に関する相談があった	311人 (29.8%)
	③ 不安・抑うつ等の相談があった	296人 (28.4%)
	④ 学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた	154人 (14.8%)

「民間施設を利用する子どもや保護者への支援の在り方調査」結果 (R6滋賀県) ※複数回答

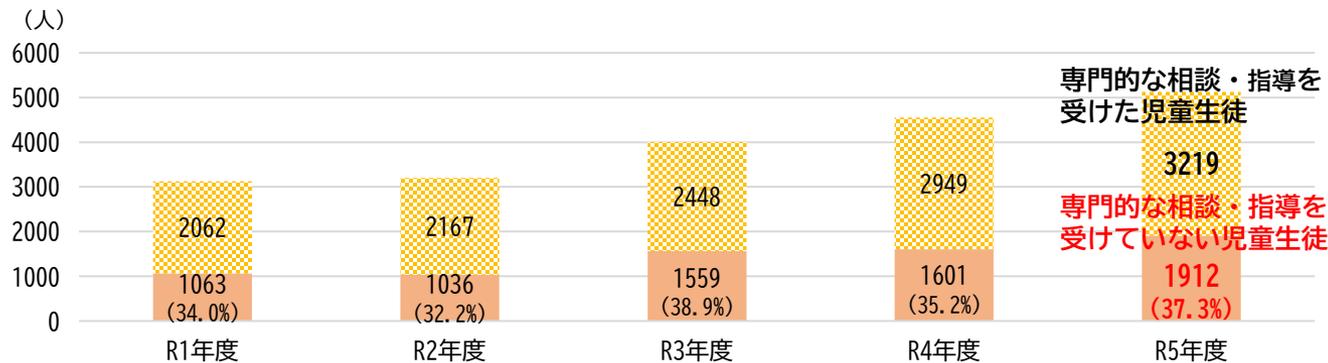
【回答者数】 小学生80名・中学生56名 計136名

【学校に行きづらくなったきっかけ】

① 学校の決まりのこと	48件 (35.3%)
① 勉強のこと	48件 (35.3%)
③ 友達のこと	35件 (25.7%)
④ 自分のこと (朝起きられない、やる気がでない等)	29件 (21.3%)
⑤ 先生のこと	26件 (19.1%)
⑤ 学校のクラスのこと	26件 (19.1%)

(3) 学校内外での専門的な支援等の状況

- 不登校の状態にある子どもの1,912人(37.3%)が学校内外の機関等で専門的な相談・指導を受けていない。
- 支援につながっていない子どもの背景要因のアセスメントを行い、支援を検討することや、相談・支援体制の強化が必要。
- 校内外教育支援センター、民間施設等を活用した多様な学びの機会と居場所の確保の推進が必要。



出典：令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果(文部科学省) ※人数は小・中・高校(国公立)の合計

【参考】

◆R5年度 スクールカウンセラー(SC)活用状況

- 配置 101名を配置(対前年比 +2名)
- 相談 児童生徒・保護者から 14,000件(対前年比 +587件)
- ※SCが関わった不登校児童生徒1,161名うち、696名(59.9%)の状況が好転。

◆R5年度 スクールソーシャルワーカー(SSW)活用状況

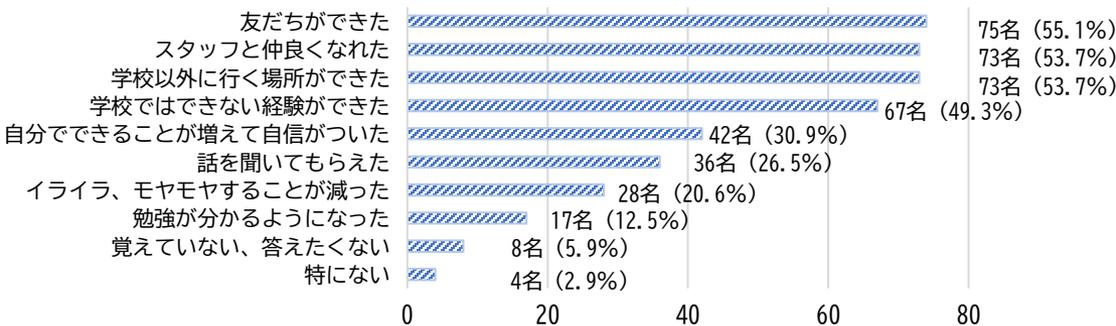
- 支援学校数 227校(対前年比 +23校)
- 支援児童生徒数 1,959人(対前年比 +356人)
- ※SSWが対応した不登校のケース913件のうち、309件(33.8%)の状況が好転。

◆「支援につながっていない不登校児童生徒の実態調査」結果(滋賀県)

- 養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、家庭教育支援員等による支援につながっていない児童生徒の状況を把握するための調査を令和6年9月より実施。
- 調査により状況を把握できた人数 1,190人
- 専門的な相談・指導を受けることができた人数 879人(73.9%)

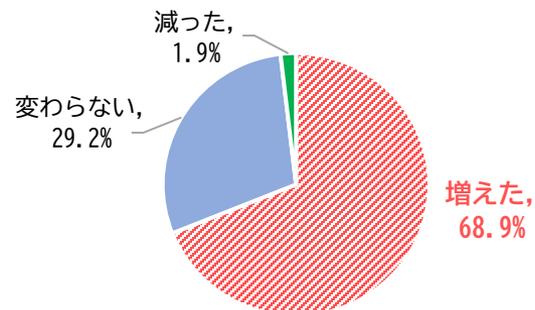
(4) フリースクールについて(子ども n=136)

◆フリースクールを利用してよかったこと(複数回答)



(5) 保護者の状況(保護者 n=161)

◆子どもが不登校になってからの保護者の気分の落ち込みや自責の感情



不登校の状態にある子どもへの支援の基本理念

基本理念

すべての人が愛情をもって関わり、子どもたちの生きる力を育みます

安心して成長できる居場所をつくる

子どもが人とつながり、様々な体験活動等ができるよう、学校や身近な地域などで多様な居場所づくりを進めます。

多様な学びの機会を確保する

子どもの状態に応じて、学校、校内外教育支援センター、民間施設の利用やICTの活用等、多様な学びの機会の確保を進めます。

関係機関が連携した「チーム」で支援

子どもの状態に応じたアセスメントに基づき教育と福祉の観点から、教育施策と子ども施策に取り組む関係機関が連携した「チーム」で支援します。

【目指す姿】 不登校の状態にある子どもについて

支援につながっていない子どもをゼロにする

※「支援」とは、子どもが学校内外の機関等で専門的な相談、指導を受けている状態をいう。

なお、不登校の子どもや子どもを取り巻く環境等は多様であることから、広い意味での「支援」としては、子どもや家庭の状況を学校または福祉等の行政機関が把握しており、支援が必要とされた際に支援につながることができる状態（見守り）にあることが大切である。

支援の基本的な考え方

不登校の状態にある子どもの支援の基本的な考え方

子どもを真ん中において、多様な状態にある子どもにあった学びの機会と居場所および必要な支援の充実

- (1) **誰もが**安心して学ぶことができる学校づくり
- (2) **学校に行きづらい子ども**への初期段階での早期対応
- (3) **教室に入りづらい子ども**には、校内教育支援センター等一人ひとりに合った対応による学びの継続や居場所の確保
- (4) **学校に行けない子ども**には、校外教育支援センターでの対応や民間施設での受入れをはじめ、福祉や医療等の様々な関係機関とも連携した支援
- (5) 学校に行けず、家庭から出られない等の「**支援につながっていない子ども**」には、**アセスメント等に基づくアウトリーチ支援**

子どもの状態に応じた適切なアセスメントにもとづくチーム支援

【子どもの状態と支援】

登校できる・外出できる

安心して楽しく
過ごせている

学校に行きづらい
(行き渋り→休み出す→欠席が多くなる・身体症状が出る)

登校できるが、教室に入りづらい

登校できない・外出できる

学校に行けない

(定期的に通う場所(習い事など)がある場合もあれば、そうした場所はないが外出可能な場合も)

登校できない・外出できない

支援につながっていない
(家の中で落ち着いて生活できる場合もあれば自室から出ない場合も)

子どもの状態の把握・必要に応じたアセスメント

誰もが安心して
学ぶことができ
る学校づくり

初期段階での早期対応

校内教育支援センター等
一人ひとりに合った対応

校外教育支援センターでの対応
民間施設での受け入れ
(福祉や医療等、関係機関と
連携した支援)

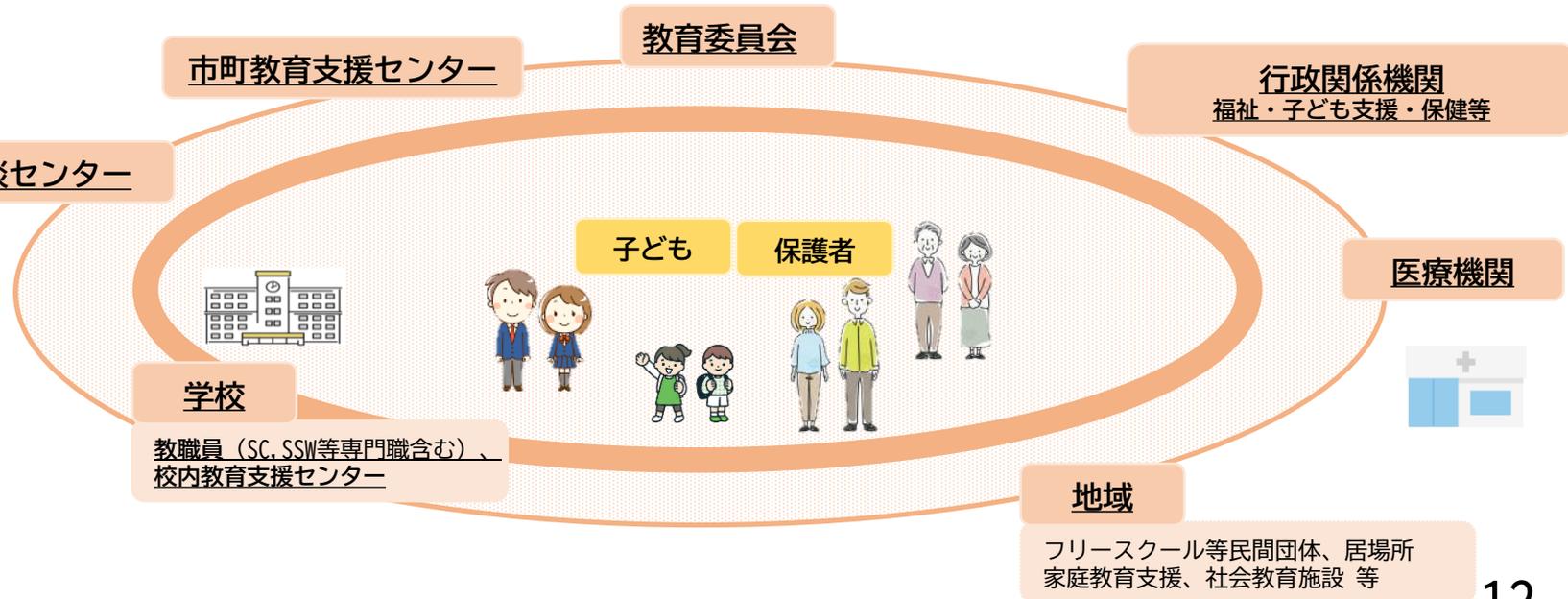
きめ細かなアセスメント
等に基づくアウトリーチ

支援にあたり重視する視点

(1) 子どもを真ん中において、小さなSOSを見逃さず「チーム」で支援します

目指す姿

- *子どもの伝えにくい心の中の不安や悩みに、教職員がいち早く気付くことができる。
- *子どもの心身に現れるSOSに担任だけでなく、子どもの周囲にいる関係者がいち早く気付き、「チーム」で共有しながら、適切なアセスメントが行われている。
- *アセスメントに基づき、子どもの状態を「チーム」で共有しながら、早期に最適な支援につなげている。
- *担任教員任せにせず、生徒指導主任・主事や不登校支援担当教員などの校内の教職員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門職等によるチーム支援を基本として、役割分担を行いながら支援が進められている。
- *学校が担う重要な役割を前提として、教育と福祉、医療等が連携し、地域とも連携しながら、子どもや保護者が必要な時に支援が行われている。



※子どもを真ん中において、学校内外の関係者、関係機関により構成されるチームにより、各機関の連携のもとに必要な支援を行う。

(2) 学校を「みんなが安心して学ぶことができる」場所にするとともに、多様な学びの場・居場所と連携し、社会的な自立の機会を保障します

学校の役割

学校は、「学習機会と学力を保障するという役割のみならず、全人的な発達・成長を保障する役割や、人と安全・安心につながることができる居場所・セーフティネットとして身体的、精神的な健康を保障するという福祉的な役割」※を担っている。

※「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(R3中教審答申)より

学校が担う重要な役割を子どもが享受できるように、学校において子ども自身の意思を十分に尊重し、一人ひとりの状態に応じた支援を進め、「みんなが安心して学べる」場所(社会的な自立に必要な場)にする必要がある。

目指す姿

- *それぞれの良さ・持ち味を生かした主体的な学びや、みんなが活躍できる機会と出番があり、教員のきめ細かな指導などで学校が魅力ある環境だと実感できる。
- *一人ひとりの状態に応じた、校内教育支援センター等の教室以外の居場所等の環境が整っている。
- *校内に子どもが相談しやすい雰囲気があり、子どものニーズに応じた相談窓口がある。
- *障害の有無や国籍、言語等の違いに関わらず、色々な個性や意見を認め合う雰囲気がある。
- *学校とつながりながら、それぞれに合った学び方・過ごし方ができる場で自分のよさや持ち味を生かすことができる。

(3) 子どもの状態に応じた学びの機会と居場所を確保し、 一人ひとりの思いに寄り添いながら、学び育つことのできる環境を整えます

不登校支援にあたっては、学校の役割を前提としながら、子ども自身の意思を十分に尊重し、学校の持つ役割と同様に学びの機会と、人とつながる居場所・セーフティーネットとの双方が保障され、社会的な自立に必要な場が確保されるよう、一人ひとりの状態に応じた支援を行っていく必要がある。

そのためには、

- ① 一人ひとりの状態にあった「学びの機会」と「居場所」の確保
- ② 「学びの機会」と「居場所」に子ども自身がつながれる仕組み を県全体で整備を進めていくことが必要

目指す姿

- *学校をはじめ、教育支援センターや社会教育施設、民間施設などの場、社会教育などの活動も含めて、一人ひとりのニーズに応じた多様な学びの場や居場所が確保されている。
- *一人ひとりの学習状況に応じた、わかりやすい授業が行われ、ていねいな学習支援が行われている。
- *学校に行けなくても、オンライン等で授業や支援につながるができている。
- *フリースクール等民間施設においても、学校との連携の推進により、子どもの状態に応じた学びの機会と居場所が保障されている。
- *地域の居場所等において、子どもの状態に応じて、学習支援などの必要な支援が提供できる居場所の整備が進んでいる。
- *学校に行きたいと思った時に、本人や保護者の希望に沿った行きやすい環境が整備されている。

県の役割

本プランの推進にあたっての県の役割は以下のとおり。

【県域における子どもの育ちと学びの環境整備】

○居住地、家庭環境等に関わらず、県全体として、一定水準の子どもの教育等の環境整備

【市町域では難しい広域的な取組】

○教職員や専門職を含む支援人材の確保、資質向上に向けた取組

○学びの機会・居場所等に係る情報集約や発信、関係分野の横連携の強化に向けた取組

○モデル的試行的取組によるモデル事例の創出とその横展開 など

プランの推進体制

○本プランの推進にあたっては、県の関係部局の相互連携、市町との連携を推進します。

○進行管理等については、「しがの学びの保障・居場所の確保推進協議会」（構成員：学識経験者、関係機関・団体等）において検証等を行い、プランの見直し等が必要になった際には、市町や当協議会等の意見を聴取しながら、改定を行います。

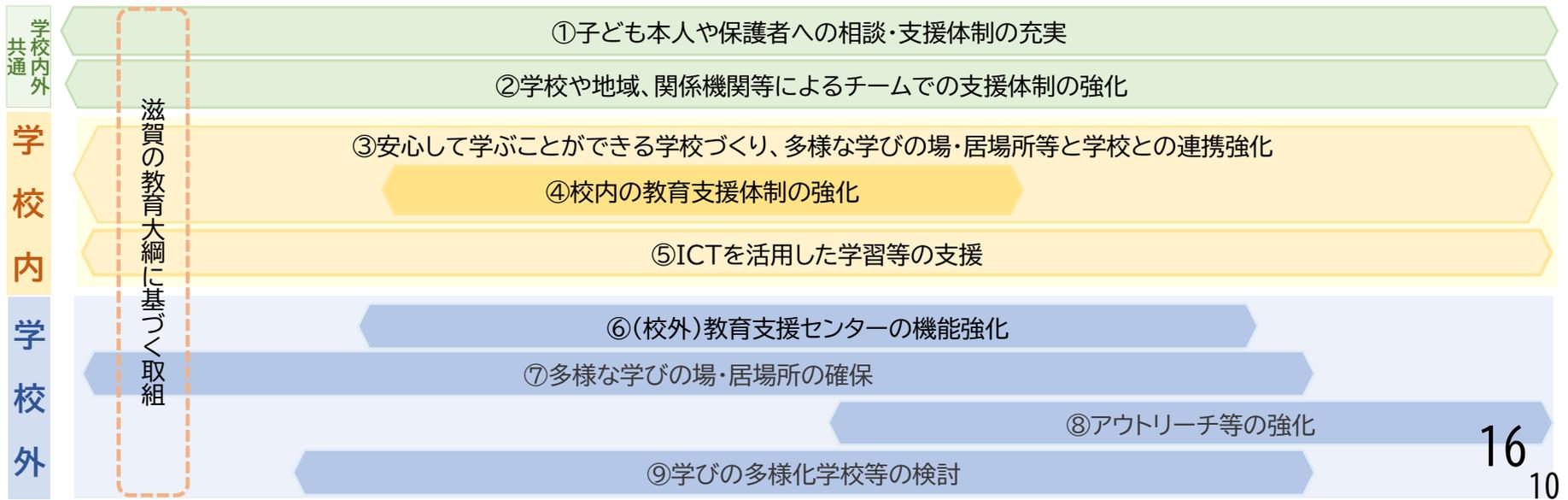
不登校の状態にある子どもへの支援の方向性

子どもの状態に応じて必要な支援を切れ目なく確保できるよう、不登校の状態にある子どもへの分野横断的・包括的な支援を行う。
(支援策については、下記①～⑨の方向性を重視しつつ、市町や関係者の意見を伺いながら、順次具体化を図る。)

子どもの状態と対応の方向

登校できる	登校できない	
外出できる	外出できる	外出できない
安心して楽しく過ごせている	学校に行きづらい (行き渋り→休み出す→欠席が多くなる・身体症状が出る) 登校できるが、教室に入りづらい	学校に行けない (定期的に通う場所(習い事など)がある場合、そうした場所はないが外出可能な場合も) 支援につながっていない (家の中で落ち着いて生活できる場合もあれば自室から出ない場合も)
子どもの状態の把握・必要に応じたアセスメント		
学校生活へ向かうエネルギーを奪わないよう、共感的な受け止めが必要	相談機関・専門家等との関わりを通じ、本人や保護者の不安を和らげ、必要な支援につなげることが必要	本人の興味に応じた学びの場や居場所を通じて、社会的自立を段階的に支援することが必要
誰もが安心して学ぶことができる学校づくり	校内教育支援センター等一人ひとりに合った対応 初期段階での早期対応	校外教育支援センターでの対応 民間施設での受け入れ(福祉や医療等、関係機関と連携した支援) きめ細かなアセスメント等に基づくアウトリーチ
生活の安定が必要 できることから少しずつ自信を積み重ねることが必要		

対応する支援の方向性



各支援の方向性の主な現状と課題

【R6年度の状況等】

支援の方向性	現状	課題
①子ども本人や保護者への相談・支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ SNSや電話等の相談窓口の設置 ・ 一人一台端末を活用した心の健康観察導入に向けたモデル取組の実施 (4市の公立小中学校、県立中学校3校、公立高校1校) ・ 家庭教育支援体制の構築 (年3回関係者向け基礎研修の開催) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員等の本人に対する相談スキルやアセスメント力の向上 ・ 保護者等への情報提供やつながりの機会の確保
②学校や地域、関係機関等によるチームでの支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ SC、SSWの専門職の配置時間の拡大 (対前年度 SC:+849時間、SSW:+1,250時間) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ SC・SSW等の専門職の配置 ・ 福祉、医療、民間団体等と連携の強化
③安心して学ぶことができる学校づくり、多様な学びの場・居場所等と学校との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育の充実 ・ 不登校支援に関する窓口・機関等の情報発信に向けた情報集約 (情報を集約し県HPにて公開) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の状況にあわせた学習等の支援体制
④校内の教育支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校内教育支援センターの設置促進や教員加配、学習指導員配置に向けた支援 (校内教育支援センター設置率：小・中学校 82.5% (R6年4月時)) (学習指導員配置数：11市町 小学校 202名、 中学校 81名) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教室以外の居場所等(校内教育支援センター等)の整備および運営体制
⑤ICTを活用した学習等の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ メタバースの活用に向けた試行的取組 (9月～10月実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン等ICTの活用手法の検討
⑥(校外)教育支援センターの機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン学習環境整備のための取組 (補助) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の状況にあわせた学習等の支援体制 ・ センターの機能の周知・情報発信
⑦多様な学びの場・居場所の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居場所の開拓や多機能化、ネットワーク化推進のための取組 ・ 民間施設等利用保護者・子どもの実態把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居場所やフリースクール等民間施設等と学校の連携の強化 ・ 子どもの学びの場・居場所への支援のあり方の整理
⑧アウトリーチ等の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援につながっていない児童生徒の実態把握 (実施人数：1,190人) 専門的な相談・指導を受けることができた人数：879人(73.9%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援者のアセスメント力向上と支援を構築できる人材育成 ・ 家庭・本人へのアプローチ手法
⑨学びの多様化学校等の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内の関係所属による検討会議の設置・検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町のニーズ

不登校の状態にある子どもへの支援策

誰もが安心して学ぶことができる学校づくり

「滋賀の教育大綱」に基づいた学校づくりの取組を進めます。（以下、教育大綱より抜粋）

柱Ⅰ 夢と生きる力を育む	一人ひとりの子どもを、未来社会を支えていく主体として育む取組の推進
柱Ⅱ 学びの基盤を支える	多様化・複雑化する社会の状況を踏まえ、子どもたちの学びの基盤を切れ目なく支えていく取組の推進
柱Ⅲ みんなで学びに関わる	社会全体を学びの当事者と捉え、みんなで学びに関わるとともに、学びを支えるための取組の推進

【子どもの権利の尊重・利益の擁護】

○子どもが自立した個人として等しく健やかに成長することができるよう、権利等の理解促進や、子どもが安心して学び、意見を表明できる環境整備などに取り組みます。

【自尊感情の育成】

○一人ひとりを大切に「授業づくり」、「仲間づくり」、「環境づくり」を通じて、自尊感情を育成します。特に、困難な状況にある子どもに対して、関係機関等と連携した支援の充実を図ります。

【発達支持的生徒指導の推進】

○課題予防、早期対応といった課題対応の側面のみならず、すべての児童生徒を対象として、自発的、自主的に自らを発達させていくことを尊重し、学校や教職員はその発達の過程を支える発達支持的生徒指導に取り組みます。

【人権教育の推進】

○指導力の向上を図る研修や日々の実践研究を通じて、教職員自身の人権感覚を高めます。

【基礎的・基本的な知識や技能の定着】

○子ども一人ひとりの状況を担任教員等が的確に把握し、主体的に学習に取り組むよう適切に指導することによって、基礎的・基本的な知識や技能が確実に習得されるよう取り組みます。

【指導体制の整備】

○少人数学級編制や習熟度等に応じた少人数指導により、子どもの状況に応じたきめ細かな指導に取り組み、学びの充実を図ります。

【個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実】

○日々の学びの状況や客観的なデータなどから子ども一人ひとりの特性や学習進度、学習到達度等を把握し、ICTを積極的に活用しながら、つまずいた箇所を繰り返し学ぶ機会を設定するなど、その状況に応じた指導の個別化に取り組み、学習内容の確実な定着を図ります。

【主体的・対話的で深い学びの推進】

○子どもが学ぶことに興味や関心をもち、子どもが自分の将来の希望や実生活と関連付けながら、粘り強く取り組み、学習活動を振り返って手ごたえを積み重ね、次の学習への興味や関心につなげることができる、主体的な学びに取り組みます。

【学校における働き方改革の推進】

○「学校における働き方改革取組計画」に基づき、ICTを効果的に活用しながら、学校における働き方改革を総合的に推進します。

【多様な人材の学校運営への参画】

○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学校司書などの専門人材のほか、教員の業務を支援する教員業務支援員など、地域の多様な人材の学校運営への参画を得て、「チーム」として各教職員で役割の分担を図ります。これにより、多様化する課題への対応を図るほか、教員が授業をはじめとした教育活動に注力することができる環境を構築します。

【いじめ防止対策の徹底】

○担任教員等への信頼感や安心感のもと、子どもがお互いを認め合い、いじめの問題を自分ごととして考え、主体的にいじめの防止や解消に取り組む態度を育み、いじめを許さない学校づくりを目指します。

【子どものメンタルヘルスへの対応】

- 教職員による日々の適切な声かけなどを通じて、子どもの学校生活における心の健康を保つとともに、学校生活を安心して送ることができるように配慮します。
- 担任教員等と子どもの信頼関係の構築を基盤として、教室を安心できる居場所にしていくことはもとより、教室で居づらさを感じる子どもに対して、保健室や相談室など、安心できる居場所づくりや、対応する人員の配置等に取り組みます。

【一人ひとりに配慮したICTの利活用】

- 障害や日本語能力など特別な支援が必要な児童生徒に対し、遠隔教育などのICTを活用した学びにより、均等に学ぶ機会を確保します。

【多様な教育ニーズへの対応】

- 障害のある子どもなど特別な教育的支援が必要な子どもへの支援や、高等学校段階における多様な学びの選択肢の提供を通じて、子どもたちの個別最適な学びの機会の確保とともに、すべての子どもたちがそれぞれの多様性を認め合い、互いに高め合う協働的な学びの機会も確保できるよう取り組みます。

【学びを円滑につなげる】

- 発達段階に応じた各教育段階の学びについて、校種間の連携や接続の取組を通じて成長過程の各段階の学びを円滑につなぎ、子どもの育ちを支えます。
- 生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育の重要性を踏まえ、幼児教育・保育と小学校教育の接続の観点を踏まえながら、幼児教育・保育の質の向上に取り組みます。

【支援が必要な子どもへの支援】

- 子どもへの切れ目のない支援に向けて、県と市町の福祉部門と教育部門とで結ぶ連携協定に基づくなどして、支援を必要とする子どもに対し、連携しながら早期の適切な支援に取り組みます。

【私学教育の振興】

- 公教育の一翼を担う私立学校の自主性を尊重しつつ、私学教育の振興を図ります。

①子ども本人や保護者への相談・支援体制の充実

子ども本人・保護者の共通事項

- 子どもも大人も社会全体で学校への行きづらさや不登校への理解を促進するための取組を進めます。
- 学校において早期に子どもの異変の兆候を察知し、子どもの状況に合わせて迅速に、個に寄り添った相談・対応ができるように、また保護者からの相談に寄り添った対応ができるように、教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置など、相談・支援体制の充実を図ります。
- 子どもの課題の把握や対応に取り組む生徒指導や教育相談の充実を図るため、担当教員の研修や指導体制の整備に取り組みます。
- 子どもの発達段階、状態、年齢、家庭環境など様々であることから、子どもに応じた相談対応ができるよう、また保護者の不安等に寄り添うことができるよう、教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門家等を対象とした研修を開催し、相談対応のスキル・能力の向上に努めます。
- 滋賀県心の教育相談センターにおいて、不登校児童生徒等に対する相談および支援を行います。
- 子ども・子育て応援センター（こころんだいやる）やこころのサポートしが（LINE相談）などの相談窓口の周知と充実を図ります。
- 心の問題に対応するため、県立精神保健福祉センターや保健所における相談など、地域における専門相談体制の充実を図ります。
- 心の教育相談センター、各市町教育支援センター、福祉・医療分野の関係機関等と連携を強化し、子どもの状態に応じた必要な支援を切れ目なく確保できる体制構築を進めます。
- 身近な家庭教育に関する情報提供や相談対応等を行う家庭教育支援員の育成を進めるとともに、地域住民等で構成される家庭教育支援チームの活動を支援するなど、地域のみんなで子どもの育ちを支える体制の構築を図ります。

(1) 子ども本人

- 生徒指導の一環として、一人ひとりの子どもに対する理解に基づき、子どもの資質や能力の伸長を援助する観点から教育相談の取組を進めます。
- 子どもの行き渋り、不登校になる理由は様々であり、子どもが自己表現することが難しいことも多いため、教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等専門家のチームのアセスメント力の向上に努めます。
- 子どもが相談しやすい環境を整えるために、一人一台端末の活用など学校内での様々な相談対応の手法の検討を進めます。
- 子どもと年齢が近い大学生等が行き渋り・不登校の状態にある子どもへの相談やケアを行う「スクーリング・ケアサポーター」の活動を行う市町の取組を支援します。

(2)保護者

- 保護者の悩みや不安を軽減するため、保護者同士の情報交換や交流の場づくりを進めます。
- 教育支援センターやフリースクール等民間施設、居場所、保護者の会、不登校の状態にある子どもへの段階別の接し方・理解や相談窓口等様々な情報を集約して提供します。
- 起立性調節障害、過敏性腸症候群等の心身症など不登校にも関係のある病気等の理解を促進します。

②学校や地域、関係機関等によるチームでの支援体制の強化

【アセスメント・早期対応等】

- 教職員による日々の観察を通じて、早期に子どもの異変の兆候を察知し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門人材と迅速に連携して早期に対応する取組を進めます。
- 子どもの行き渋り、不登校になる理由は様々であり、子どもが自己表現することが難しいことも多いため、教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等専門家のチームのアセスメント力の向上に努めます。(再掲)
- 起立性調節障害、過敏性腸症候群等の心身症など不登校にも関係のある病気等についての教職員の理解を促進します。(再掲)

【チーム体制】

- 適切なアセスメントに基づき、子どもの状態に応じて教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療・福祉分野の関係機関等とも連携した学校外も含めた子どものチーム支援の体制づくりを進めます。

【チームへの支援】

- 医師や弁護士、警察等の専門人材・機関等と連携し、学校へ生徒指導上の事案への対応を助言するとともに、学校だけでの解決が困難な事案が発生した場合は、専門人材等を派遣し、連携して対応に当たる体制を構築します。
- 子どもの状態に応じて求められる支援機関につなぐことができる地域の関係機関を含むチーム間連携の強化等、地域一体で不登校の子どもを支援する体制づくりを進めます。

③安心して学ぶことができる学校づくり、多様な学びの場・居場所等と学校との連携強化

【学校づくり】

- 教職員による日々の適切な声かけなどを通じて、子どもの学校生活における心の健康を保つとともに、学校生活を安心して送ることができるような学校づくりを進めます。
- 学校で安心して過ごせるよう公平で納得できる決まりづくりに子どもの声を反映するなど、児童生徒が主体的に参加した校則等の見直しを推進します。
- 子どもの自発的、自主的な活動を進めるとともに、すべての子どもにとって居心地のよい学級・学校づくりを推進します。
- 一人ひとりの学習の理解、進捗等に応じた学習支援体制の充実に努めます。
- 自宅等から遠隔授業、通信教育の活用など高等学校の全日制・定時制課程における不登校生徒の学習機会の確保に努めます。

【学校と関係機関・地域等との連携強化】

- 学校内だけでなく、福祉部局や医療機関、その他民間団体等、学校外の関係者との連携関係を構築し、学校外も含めた子どものチーム支援の体制づくりを進めます。
- 地域と学校との連携を図る地域学校協働本部を中心として、幅広い地域住民の参画を得た、放課後子ども教室等における学習支援や体験活動、居場所づくり等の地域学校協働活動の推進を支援します。

【学校への支援】

- 医師や弁護士、警察等の専門人材・機関等と連携し、学校へ生徒指導上の事案への対応を助言するとともに、学校だけでの解決が困難な事案が発生した場合は、専門人材等を派遣し、連携して対応に当たる体制を構築します。（再掲）

【民間施設等との連携】

- フリースクール等民間施設や民間団体との円滑な連携の推進に向け、情報・意見交換を行います。
- 多様な学びの場・居場所と学校との連携の強化のための関係づくりを進めるため、取組事例を収集し、市町に提供します。
- 子どもがフリースクール等民間施設の利用により相談・指導を受けるとき、校長が指導要録上の「出席扱い」について判断する際の目安として、「民間施設利用における指導要録上の出席扱いに関するガイドライン」を策定し、学校と民間施設との連携の推進、子どもの状況に応じた支援の充実を図ります。
- 不登校の状態にある子どもが学校外の機関や自宅等において行った学習について満たすべき要件に基づき成績評価に反映し、子どもの学習意欲に応え、自立に向けた取組を推進します。

④校内の教育支援体制の強化（校内教育支援センター等）

- 自分の学級に入りづらい子どもが自分に合ったペースで学習・生活できる環境として校内教育支援センター等の整備を支援します。
- 校内教育支援センターにおいて子どもに寄り添った学習や相談の支援を行うことができるよう支援員等の配置充実に向けた支援に努めます。
- 校内教育支援センター等の学校内の居場所の効果的な活用事例を収集し、情報発信を行います。
- 校内教育支援センター等の利用効果などについて、保護者等に向けた情報発信を行い、校内の居場所の活用を促進します。

⑤ICTを活用した学習等の支援

- 授業支援ソフト等を活用し、オンラインでの学習機会の提供を進めます。
- アプリを活用した個別学習を推進します。
- 一人一台端末等を活用したオンライン相談体制を推進します。

⑥（校外）教育支援センターの機能強化

- 子どもにとって利用しやすい教育支援センターづくりを支援します。
- 子ども一人ひとりの状態にあった学習支援など、個々に寄り添った支援を進めます。
- 教育支援センターへの指導員・支援員の配置充実等に向けた支援に努めます。
- 教育支援センター配置の指導員・支援員等の資質向上に努めます。
- 教育支援センターに関する情報発信を進め、利用促進につなげます。
- 教育支援センターの情報を収集し、市町に提供することなどにより、その機能強化や子どもが利用しやすい環境整備の推進を支援します。

⑦多様な学びの場・居場所の確保(地域の状況に応じた民間施設の活用等)

【地域】

- 身近な地域において子どもが安全で安心して過ごせる居場所の新たな立ち上げ、機能の充実に向けた支援を行います。
- 子どもの状態に合わせて学びの場・居場所が利用しやすくなるよう、居場所等につなげるための仕組みづくりを進めます。
- 図書館や公民館等の地域の資源を活用した学習機会の確保や、学びを通じた人と人とのつながりの機会の創出を図ります。
- 安全安心な活動拠点（居場所）を確保し、地域全体で子どもを育てる環境づくりを推進するため、放課後等の学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等を行う放課後子ども教室や、児童館などの遊び場の充実を図ります。
- 学校と家庭以外で過ごせる第三の場において、仲間との関わりの中で社会的経験を積み、自立や発達を促すことができるよう、放課後等デイサービスや放課後児童クラブ等における支援の充実を図ります。

【民間施設等】

- フリースクール等民間施設を利用する子どもたちを支援する市町の取組を支援します。
- フリースクール等民間施設や民間団体との円滑な連携の推進に向け、情報・意見交換を行います。（再掲）

【連携等】

- 居場所同士や関係機関の対話・連携を進めることで、地域の中で様々な機能を持った居場所づくりを推進し、地域社会全体で子どもを育む仕組みを整えます。
- 多様な学びの場・居場所と学校との連携の強化のための関係づくりを進めるため、取組事例を収集し、市町に提供します。（再掲）
- 多様な学びの場・居場所の情報の集約とその発信を行うことで、個々にあった居場所等が選択できるような環境整備を行います。

⑧必要な支援につなぐアウトリーチ等の強化

- アウトリーチの支援が必要と考えられる子ども（家庭）に対して、福祉分野や医療分野、地域の家庭教育支援員や民生委員・主任児童委員など、様々な人材やICTなどの手法を活用して、アプローチを進められるよう、多機関・多職種の関係づくりの支援や好事例の収集・市町への提供等を行います。
- 必要なアウトリーチ支援体制の構築をコーディネートできるスクールソーシャルワーカーなどの専門職の充実に努めます。
- 個々の状況に応じた支援を実施するために適切なアセスメントやアウトリーチを行うことができる人材の育成を進めます。

⑨学びの多様化学校等の検討

- 庁内の関係所属による検討会議と市町の意見を踏まえつつ、学びの多様化学校の必要性について引き続き検討を進めます。

※次のような取組も重要。快適で温かみのある学校に向けた施設改修等／困難な状況にある保護者等や家庭の支援／進路相談、就業体験・就業支援等

スクールカウンセラー

児童生徒の心のケア、ストレスへの対処法などに関する支援を行う心理の専門家。

校内教育支援センター

学校には行けるが自分のクラスに入れない時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用できる、学校内の空き教室等を活用した部屋。

指導員・支援員

児童生徒の学習サポート等、子ども一人ひとりにあったきめ細かな対応をする人材。

スクールソーシャルワーカー

児童生徒やその保護者に福祉・医療的な支援が必要な場合に、福祉の窓口につないでくれたり、手続きの補助などをしてくれる福祉の専門家。

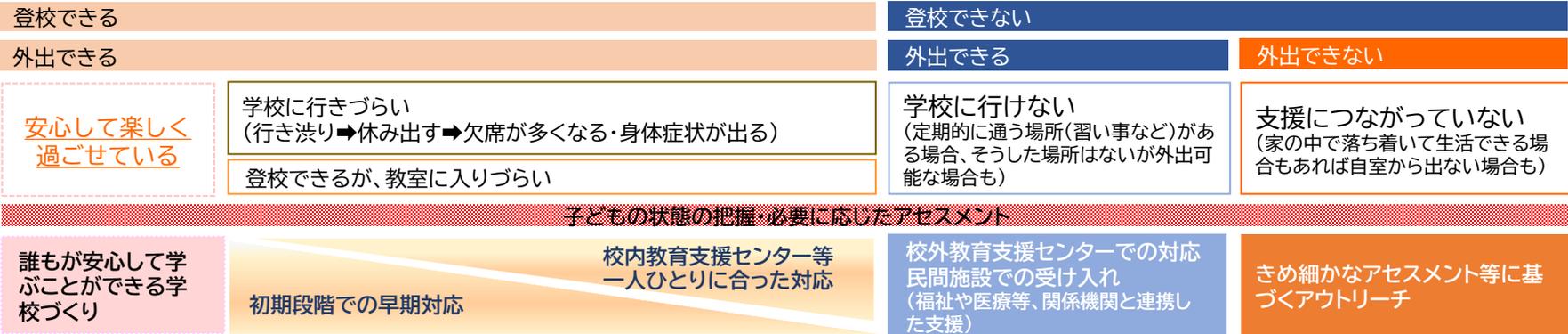
校外教育支援センター

各市町の教育委員会が開設しており、児童生徒一人ひとりに合わせた個別学習や相談などを行ってくれる場所。

家庭教育支援チーム

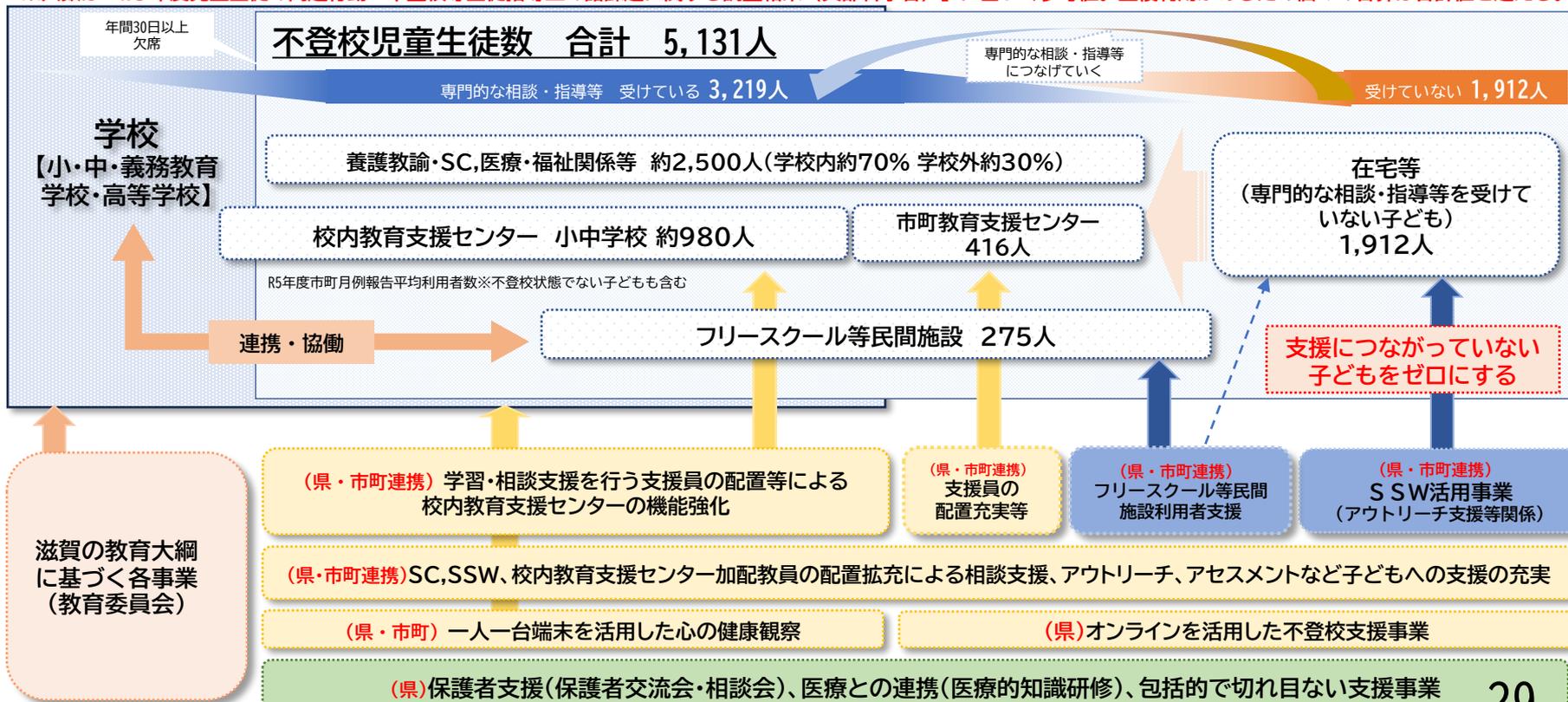
地域に住む教員OB、保健師、民生委員・児童委員などで構成され、学校や地域、行政や福祉関係機関と連携し、子育てや家庭教育に関する相談や、家庭と地域のつながりや専門機関との橋渡しをするチーム。

〈子どもの状態と対応の方向〉



※人数は「R5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果(文部科学省)」に基づく参考値。重複利用があるため個々の合算は合計値を超える。

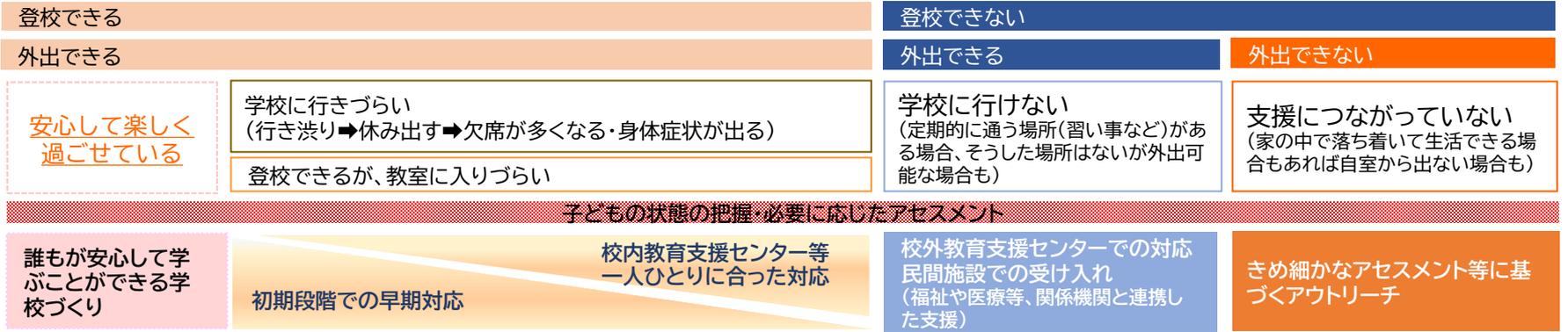
〈不登校状態の子どもの〉



〈主な具体的支援策〉

※県ではこれらに加え、子どもの居場所づくりやしがの学びの保障・居場所の確保推進協議会を通じて多様な学びの場や居場所づくり活動を支援

子どもの状態と対応の方向



学校内外共通

302,803

学校内

48,892

学校外

53,654

心の教育相談センター事業	14,912
SNSを活用した子どもと親の悩み相談事業	14,952
「届ける家庭支援教育」地域活性化事業	1,342
新 不登校児童生徒を持つ保護者交流会・相談会	2,180
新 医師から学ぶ医療的知識研修	1,598
新 地域における不登校の子どもへの切れ目ない支援事業	6,312
スクールソーシャルワーカー（S S W）活用事業	65,601
スクールカウンセラー（S C）活用事業	195,906
新 1人1台端末を活用した「心の健康観察」推進事業	115
校内教育支援センター支援員の配置事業	48,670
別途 教員・養護教諭の配置充実	
新 オンラインを活用した不登校支援事業	107
子どもの居場所づくり支援体制強化事業	9,470
新 フリースクール等民間施設利用者支援事業費補助金	19,200
新 S S W活用事業（アウトリーチ支援等関係）	24,984

この他に関係事業として、「しがの学びの保障・居場所の確保推進協議会」（1,137）、「多様な学びの場・居場所等情報提供事業」（100）がある。
 上記のほか、「誰もが安心して学ぶことができる学校づくり」に向け、滋賀の教育大綱に基づく各種事業を実施。

參考資料

滋賀県における不登校の状況

1 令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果(文部科学省)

(人数は滋賀県内国公立学校の状況の合計)

(1) 不登校の状態にある子どもの数・不登校日数

○ 令和5年度、県内の小・中学校における不登校の状態にある子どもの数は過去最多の状況にある。(図1)

○ 不登校の状態にある子どものうち90日以上欠席している児童生徒は小学校で約4割、中学校で約6割、高等学校で約5割。(図2)

図1 不登校児童生徒の推移

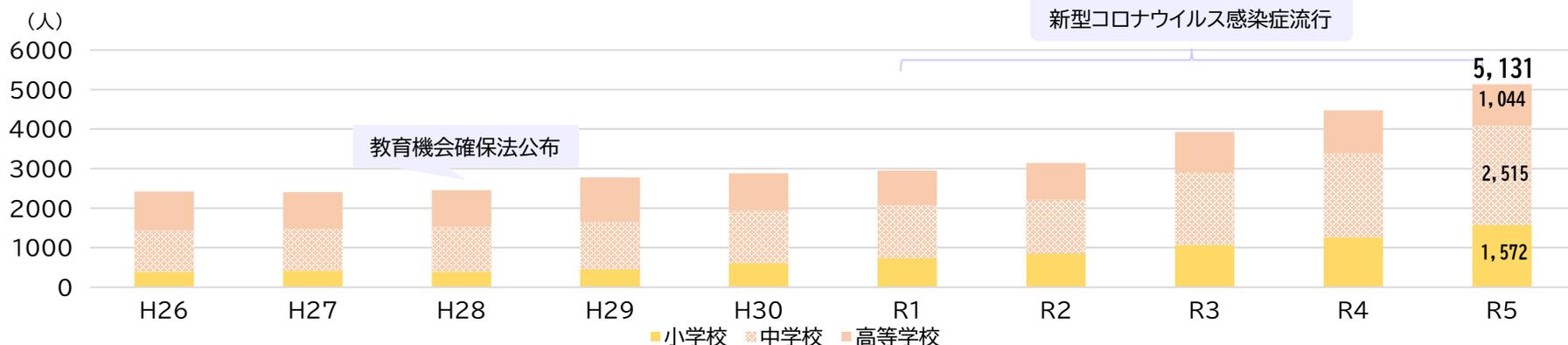
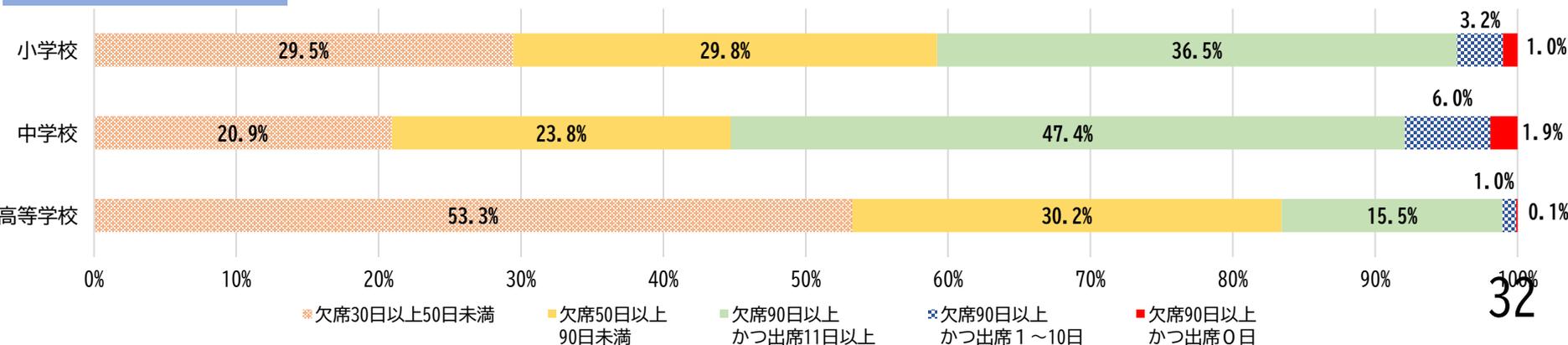


図2 不登校日数の割合



(2) 不登校になった学年・前年度から継続した不登校の状態にある子どもの数

- 義務教育の9年間では、学年が上がるにつれて増加する傾向が見られる。特に、中学1年に大きく増加する傾向が見られる。(図3)
- 小学1年生の不登校の状態にある子どもは、前年度調査(84名)より大幅に増加している。
- 中学校では前年度から継続して不登校の状態が続いている生徒の割合が高く、全国と同様の傾向になっている。(図4)

図3 当該学年から不登校になった児童生徒数

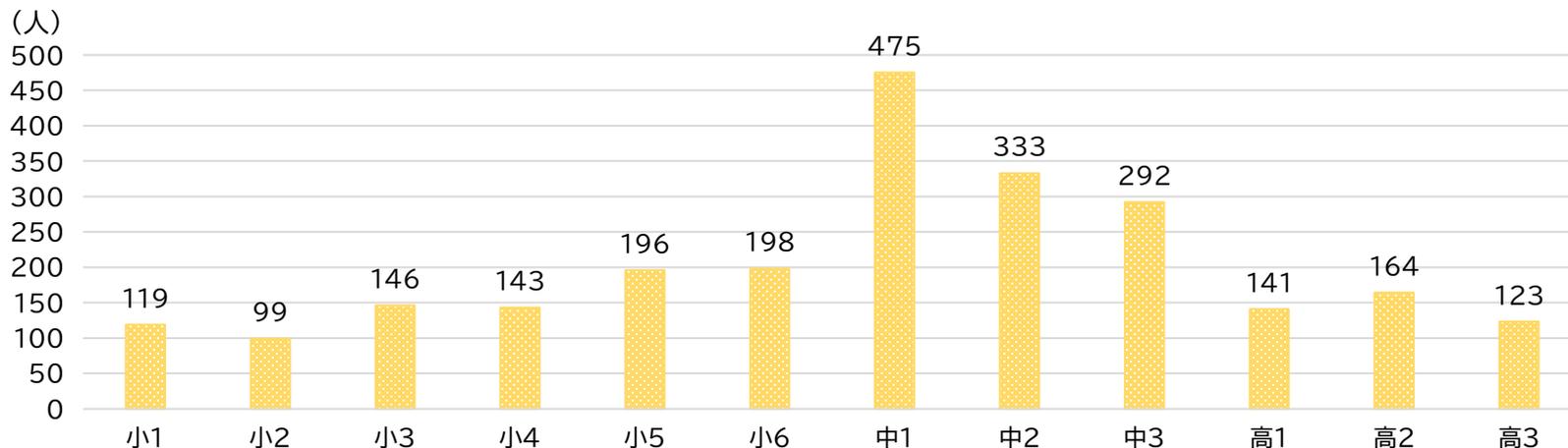
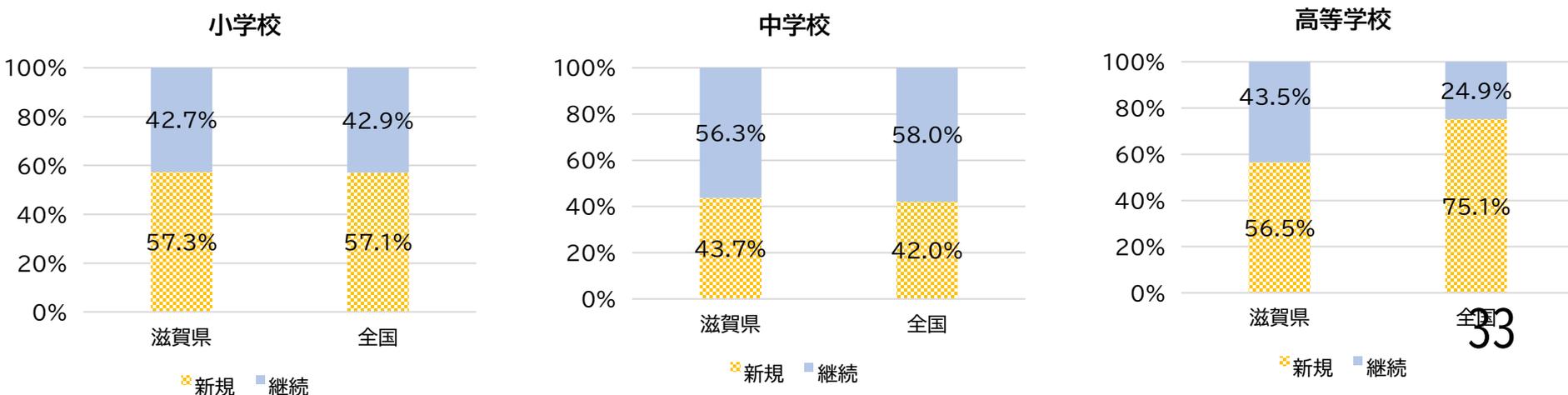


図4 不登校の状態にある子どものうち前年度からの「継続割合」・「新規割合」



(3) 不登校の状態ある子どもについて把握した事実

- 小・中学校および高等学校いずれにおいても「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった」が最も多い。
- 小学校では、次いで「不安、抑うつ」の相談、「生活リズムの不調に関する相談」、「親子の関わりに関する問題の情報や相談」があったとなっている。
- 中学校、高等学校では、次いで「生活リズムの不調に関する相談」、「不安・抑うつ」の相談、「学業の不振や頻繁な宿題の未提出」があったとなっている。（表1）

表1【不登校の状態にある子どもについて把握した事実】

【小学校】

- | | |
|---------------------------|-------------|
| ① 学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった | 512人(32.6%) |
| ② 不安・抑うつ | 493人(31.4%) |
| ③ 生活リズムの不調に関する相談があった | 473人(30.1%) |
| ④ 親子の関わりに関する問題の情報や相談があった | 463人(29.5%) |

【中学校】

- | | |
|---------------------------|-------------|
| ① 学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった | 818人(32.5%) |
| ② 生活リズムの不調に関する相談があった | 740人(29.4%) |
| ③ 不安・抑うつ | 735人(29.2%) |
| ④ 学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた | 549人(21.8%) |

【高等学校】

- | | |
|---------------------------|-------------|
| ① 学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった | 320人(30.7%) |
| ② 生活リズムの不調に関する相談があった | 311人(29.8%) |
| ③ 不安・抑うつ | 296人(28.4%) |
| ④ 学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた | 154人(14.8%) |

(参考)

「民間施設を利用する子どもや保護者への支援の在り方調査」結果(令和6年滋賀県子どもの育ち学び支援課調査)

【回答者数】 136名

【属性】

- 小学生 計80名
1年生：6名 2年生：8名 3年生：15名
4年生：24名 5年生：14名 6年生：13名
○中学生 計56名
1年生：19名 2年生：21名 3年生：16名

○学校に行きづらくなった主なきっかけ(複数回答)

- | | |
|-------------|------------|
| ① 学校の決まりのこと | 48人(35.3%) |
| ① 勉強のこと | 48人(35.3%) |
| ③ 友だちのこと | 35人(25.7%) |
| ④ 自分のこと | 29人(21.3%) |
| ⑤ 先生のこと | 26人(19.1%) |
| ⑤ 学校のクラスのこと | 26人(19.1%) |

(4) 学校内外での相談・指導状況

- 学校内外の機関等で専門的な相談・指導を受けていない不登校の状態にある子どもの割合は、小学校31.4%、中学校38.6%、高等学校42.9%。(図5)
- 不登校の状態ある子どものうち学校内外の機関等や教職員等から相談・指導等を受けた小学生は96.1%、中学生は、97.8%、高校生は92.1%。(図6)

図5 学校内外の機関等での専門的な相談・指導状況

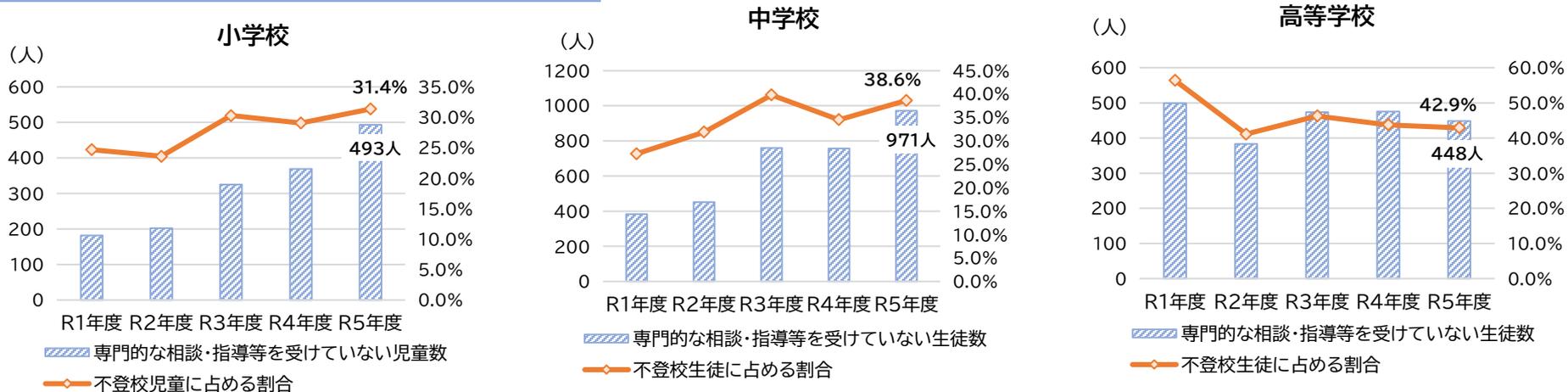
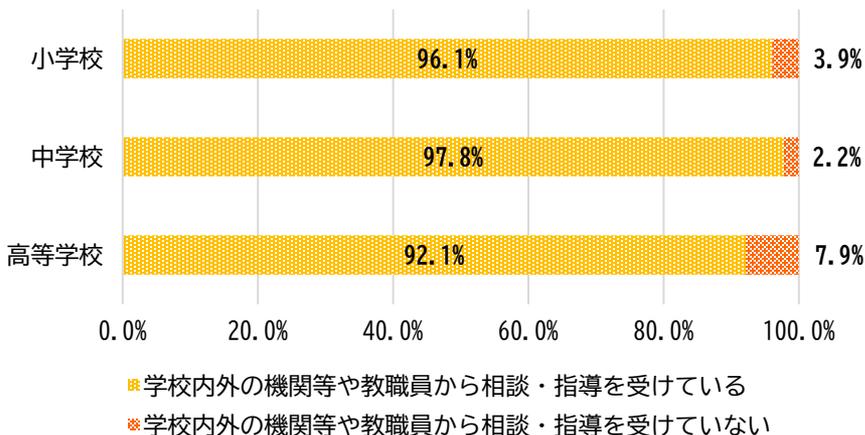


図6 学校内外の機関等や教職員による相談・指導状況



【「支援につながっていない不登校児童生徒の実態調査」結果】(滋賀県)

- 養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、家庭教育支援員等による支援につながっていない児童生徒の状況を把握するための調査を令和6年9月より実施。
- 調査により状況を把握できた人数 1,190人
- 専門的な相談・指導を受けることができた人数 879人(73.9%)

(5) 指導の結果、登校するまたは登校できるようになった児童生徒の割合(小中学校、高等学校)

- 小・中学校の不登校の状態にある子どもの9.7%が教育支援センター、6.7%が民間団体・民間施設において相談・指導を受けている。(図7, 8)
- 学校内外において専門的な指導・相談や教職員からの指導・相談を受け、継続的に登校できるようになった児童生徒は、小学校33.9%、中学校45.8%、高等学校57.1%。(図9)

図7 教育支援センターで相談・指導を受けた人数

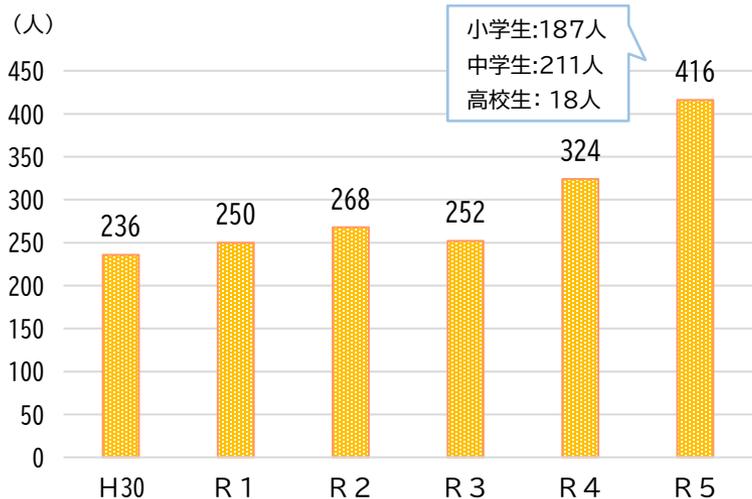


図8 民間団体・民間施設で相談・指導を受けた人数

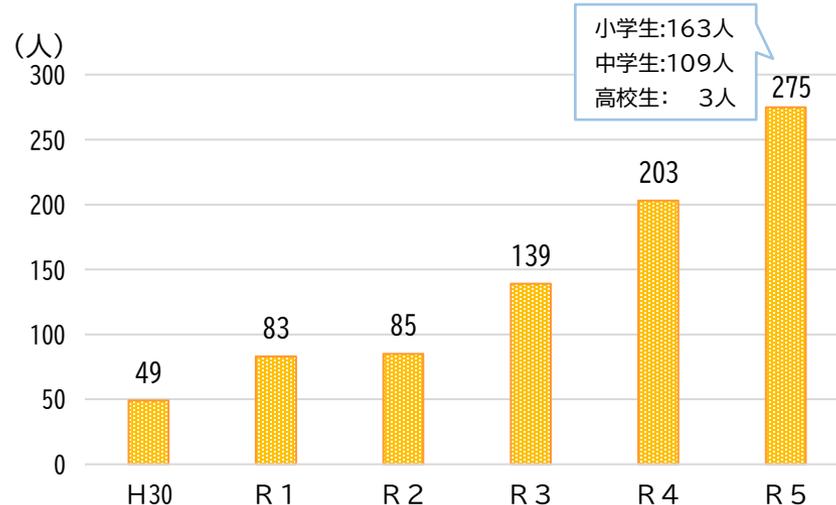
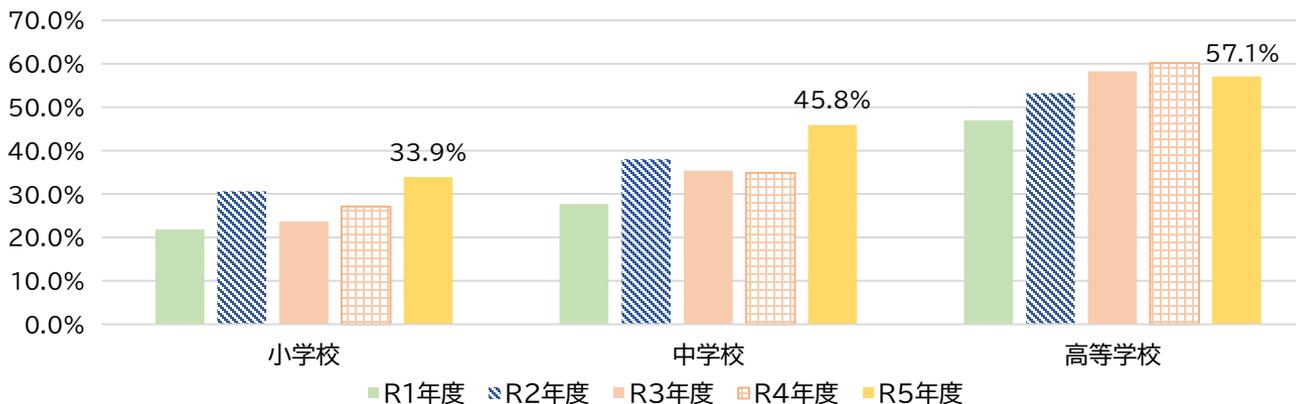


図9 指導の結果登校するまたは登校できるようになった児童生徒数



2 フリースクール等民間施設を利用する子どもや保護者への支援の在り方調査（滋賀県）

令和6年度、フリースクール等民間施設を利用する不登校の状態にある子ども（小中学生）や保護者の実態についてアンケートを実施。

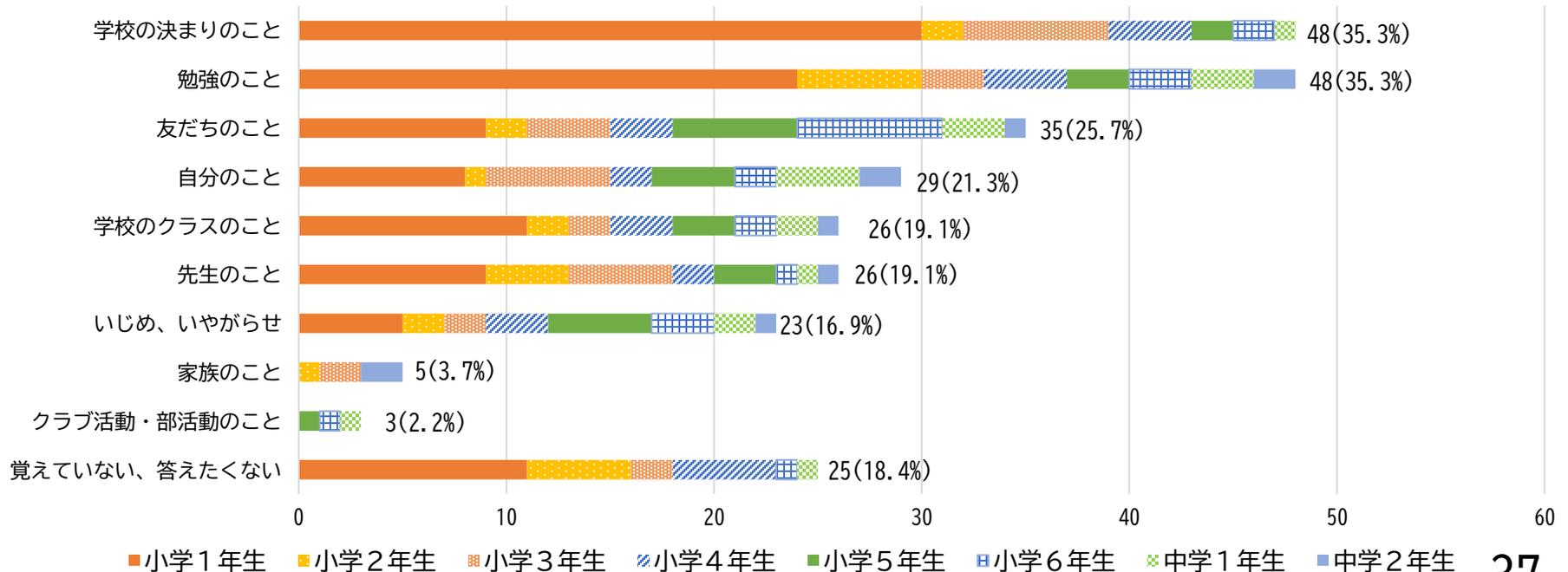
○回答者数（令和6年1月14日時点） 児童生徒 136人 保護者 161人

○属性 【小学校】1年生 6人 2年生 11人 3年生 18人 4年生 26人 5年生 15人 6年生 18人
 【中学校】1年生 21人 2年生 28人 3年生 18人（計 161人）

（1）登校しづらくなったきっかけ（子ども回答 n=136）

○ 小学校低学年では「学校の決まりのこと」、「勉強のこと」が主な要因となっており、小学校高学年から中学生にかけては「友だちのこと」、「自分のこと」が主な要因となっている。（図1）

図1 登校しづらくなったきっかけ（子ども・複数回答）

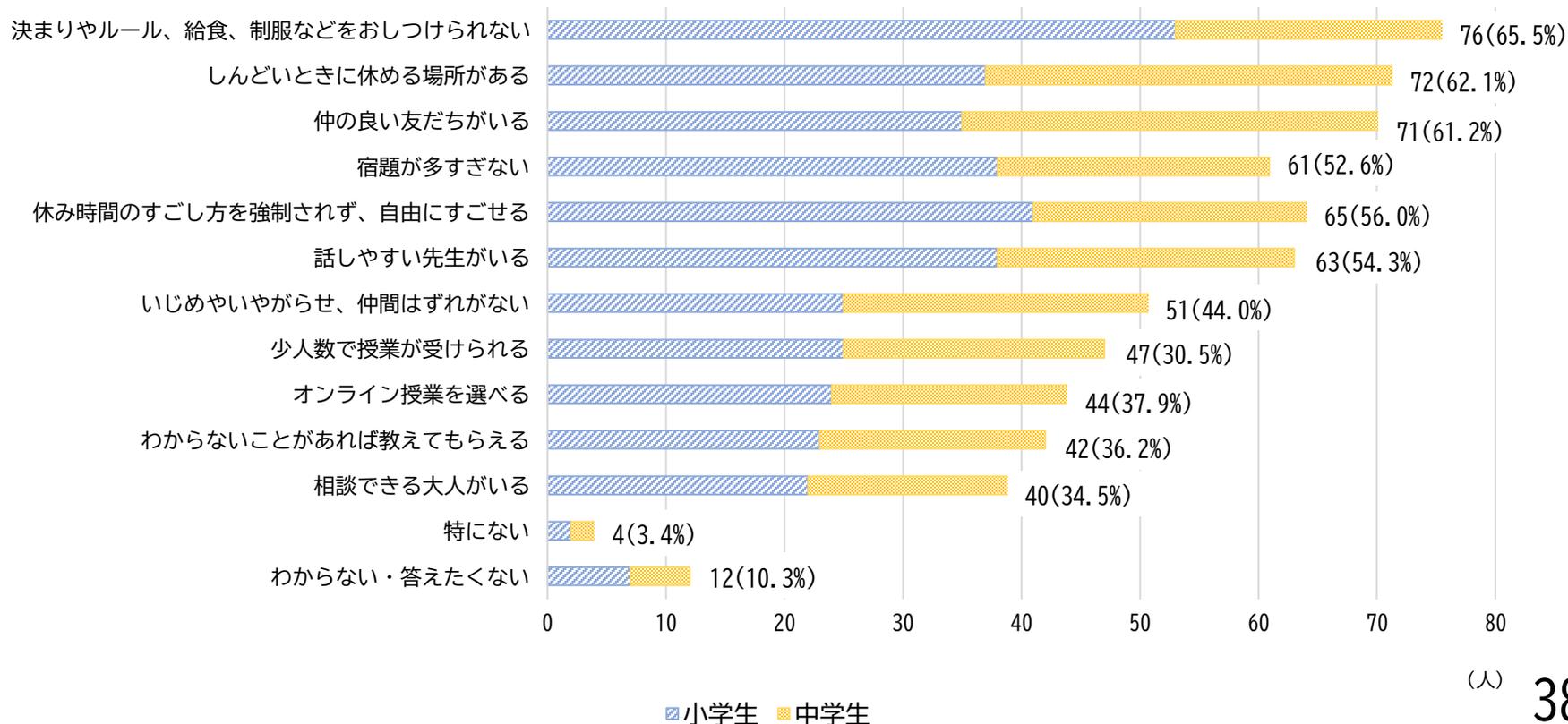


※学年：登校しづらくなった時点

(2) 登校しやすい学校 (子ども回答 n=136)

- 小学生は「決まりやルール、給食、制服などをおしつけられない」が最も多く、次いで「休み時間の過ごし方を強制されず、自由にすごせる」、「宿題が多すぎない」、「話しやすい先生がいる」となっている。
- 中学生は「仲の良い友だちがいる」が最も多く、次いで「しんどいときに休める場所がある」、「いじめやいやがらせ、仲間はずれがない」、「話しやすい先生がいる」となっている。(図2)

図2 登校しやすい学校 (子ども・複数回答)



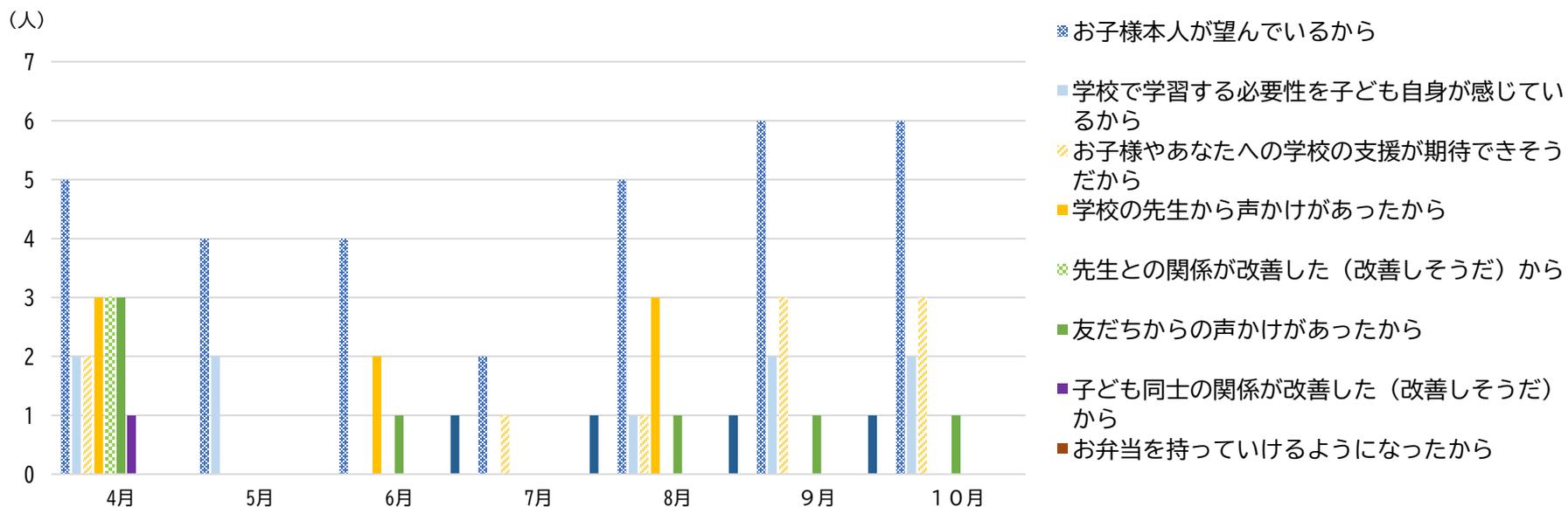
(3) 子どもが登校したきっかけ（保護者・毎月回答）

○ 翌月登校すると回答した割合が多い月は、4月（20.9%）、8月（10.5%）、9月（9.5%）となっている。

○ 登校したきっかけはいずれの月も「子ども本人が望んでいる」が最も多い。

○ 「子ども自身が学校で学習する必要性を感じている」、「学校の先生からの声かけ」、「友だちからの声かけ」や「学校の支援が期待できそうだから」も登校のきっかけとなっている。（図3）

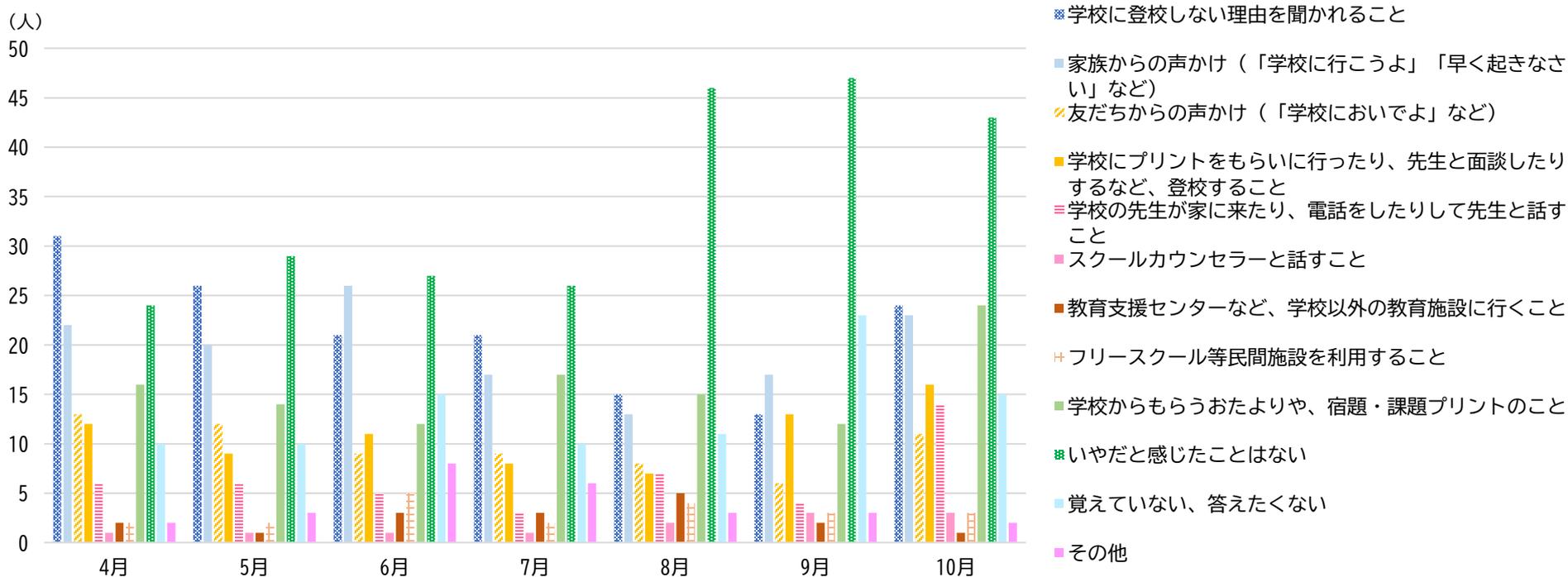
図3 子どもが登校したきっかけ(複数回答)



(4) いやだと感じたこと (子ども・毎月回答)

- 4月、「学校に登校しない理由を聞かれること」をいやだと感じた子どもが最も多い。
- 5月から10月、「いやだと感じたことはない」が最も多く、「学校に登校しない理由を聞かれること」、「家族からの声かけ（「学校に行こうよ」、「早くおきなさい」など）」、「学校からもらうおたよりや、宿題・課題プリントのこと」のいずれかが次いで多い回答となっている。(図4)

図4 いやだと感じたこと (複数回答)



(5) 施設を利用してよかったこと (子ども・毎月回答)

○「学校や自分の家以外にすごせる場所があったこと」、「自分のペースですごせたこと」、「いろいろな体験ができたこと」や「友だちといっしょにすごせたこと」が多い。(図5)

(6) 子どものよい変化 (保護者・毎月回答)

○ 毎月、「心が落ち着いてきた」、「健康的に過ごすことができた」など心身の安定や学習意欲の高まりなど、半数以上の保護者が子どもにより変化があったと回答。(図6)

図5 施設を利用してよかったこと (子ども・毎月・複数回答)

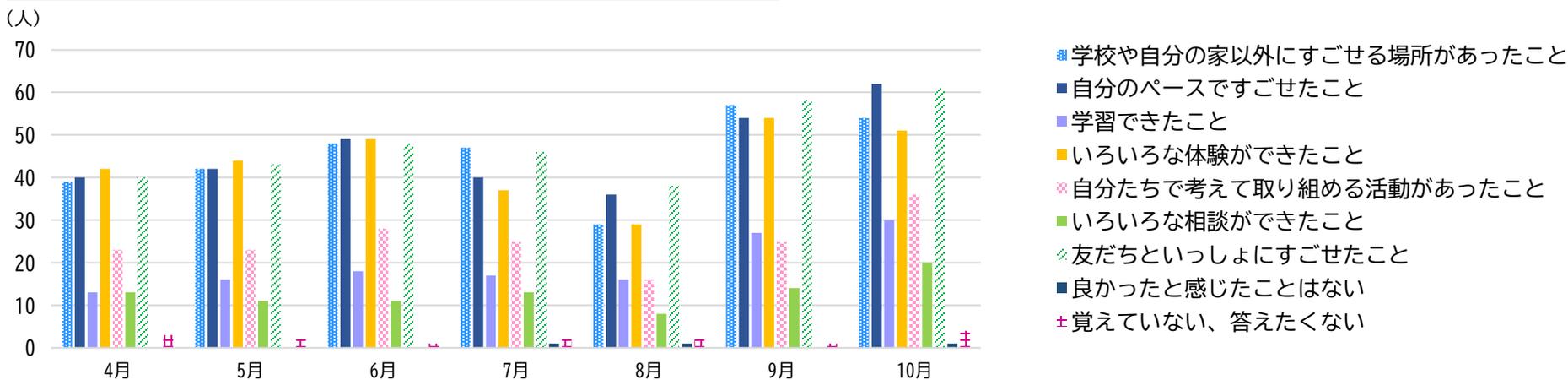
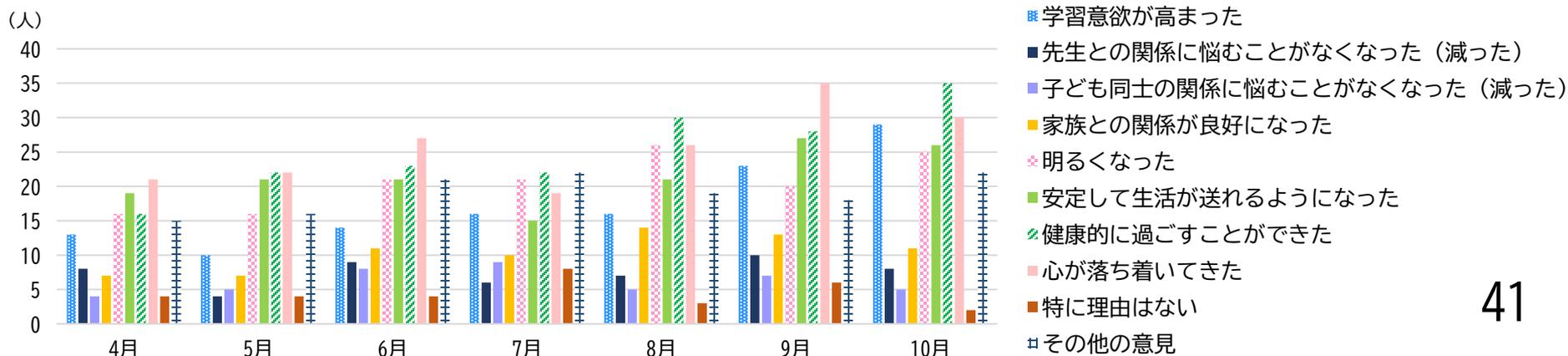


図6 子どものよい変化 (保護者・毎月・複数回答)



(7) 保護者が求める支援（保護者回答 n=161）

- 学校には「フリースクール等との連携強化」（76.4%）、学校教員には「子どもの個性に合わせた指導力」（72.7%）を求める声が多い。（図7、8）
- 公的支援として「フリースクール等民間施設の情報を集めやすくする」（80.1%）が最も多く、次いで「保護者同士の情報交換・交流の場」（52.2%）、「教育支援センターの充実・増やす」（50.9%）となっている。（図9）
- 民間施設に求める公的支援として「運営者に補助金を支給する」（89.4%）が最も多く、次いで「利用する家庭への助成金の支給」（85.7%）、「施設的环境整備の支援」（78.9%）となっている。（図10）

図7 学校に求める支援

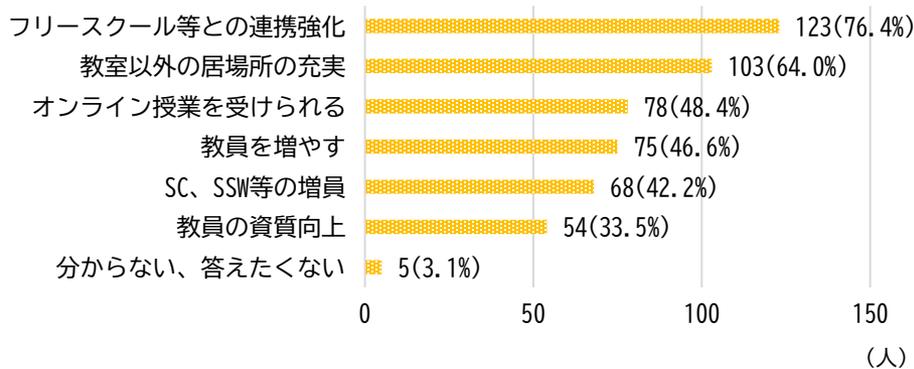


図8 学校教員に求める支援

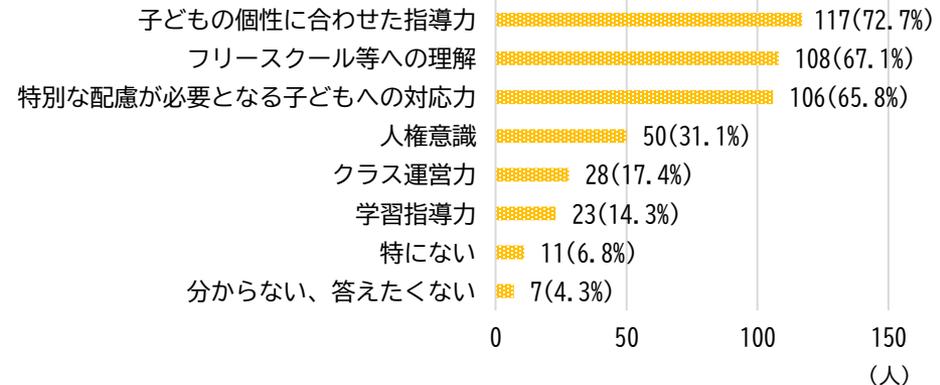


図9 求める公的支援（施設・情報）

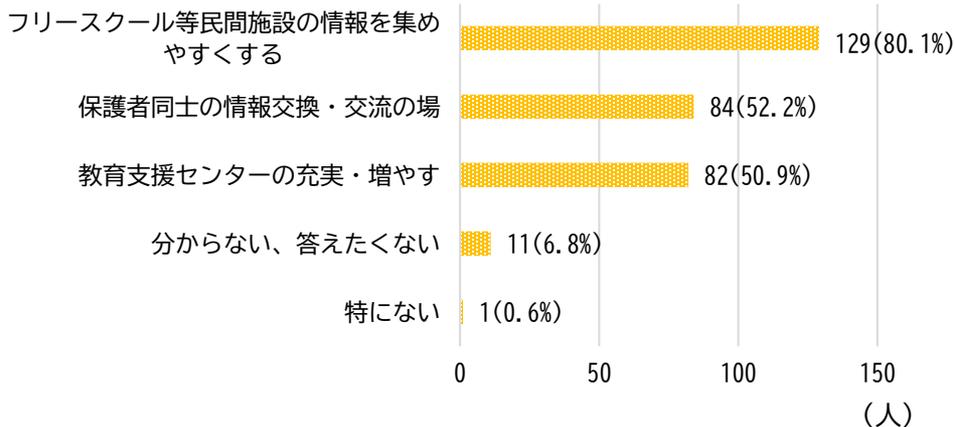
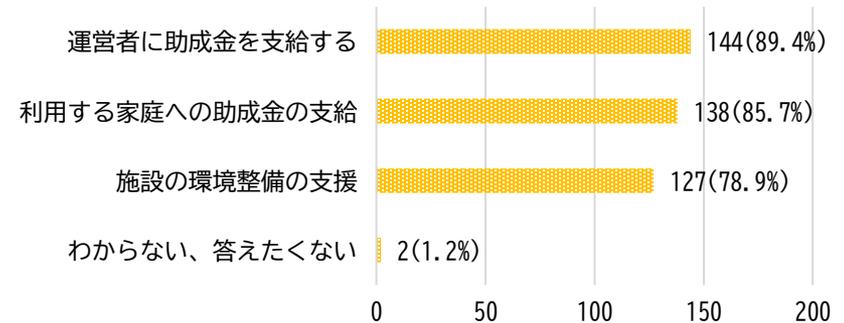


図10 求める公的支援（民間施設）



3 フリースクール等民間施設の実態調査（滋賀県）

令和6年度、フリースクール等民間施設を対象に、アンケート調査およびヒアリング調査を実施。

○アンケート依頼数・回答数（令和6年9月末現在）

【依頼数】64施設

【回答数】18施設（回答率 28.1%）

※施設によっては無回答の箇所、設問に対応した回答となっていない箇所がある。

【調査対象民間施設】

- 不登校の状態にある子どもに対する相談・指導等を主な事業目的とする学校以外の民間の施設であること。
- 実施者は事業に関する深い理解と知識・経験や、社会的信望を有すること。
- 教育への深い理解と、指導についての知識・経験と熱意を有する相談・指導スタッフが配置されていること。
また、相談・指導スタッフは過去に子どもを対象とした性犯罪に関わっていないこと。※自己申告に基づく。
- 学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- 課業時間（概ね8:30～16:00）に月1日以上開設されていること。

「保護者向け周知資料」より

（1）設置者・団体組織の性格

○NPO法人が最も多い。（図1）

○通所型の組織が最も多い。（図2）

図1 設置者・団体組織の性格

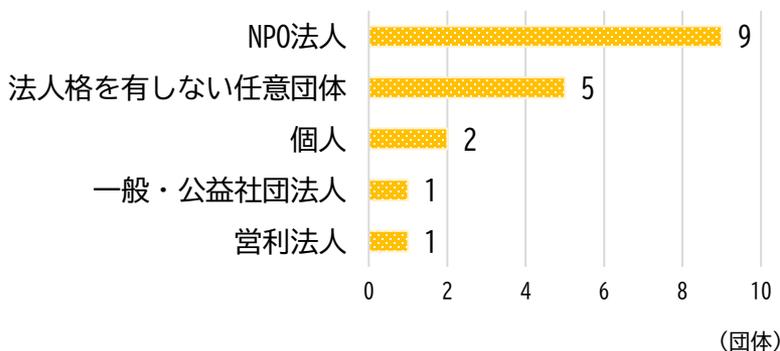
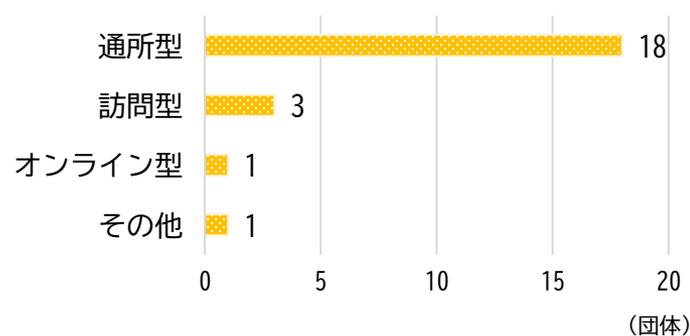


図2 運営形態（複数回答）



(2) 活動内容等

○開設日数は、団体によってバラバラではあるが、学校の課業日と同様に週5日開設している団体が最も多い。(図3)

○多くの団体に、教員免許、福祉に関する専門的な資格、心理に関する専門的な資格または医師・看護師等の専門的な資格を保有する職員がいる。(図4)

○活動内容は、子ども自身がやりたいと思ったことを、大人が全力で支援するという姿勢であり、「自由時間」という回答が最も多い。

○「自然体験(自然観察、農業体験など)」、「調理体験(昼食づくりなど)」などの体験活動や、「親の会、保護者相談」が次いで多い。

○授業(講義)形式やオンライン学習を行っている団体もある。(図5)

図3 開設日数

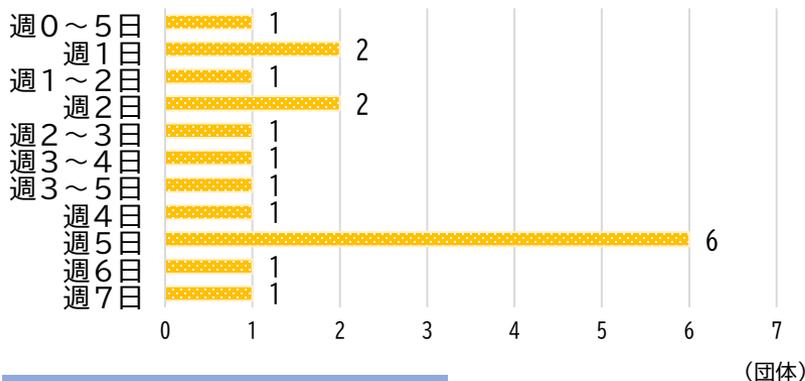


図4 資格保有者(複数回答)

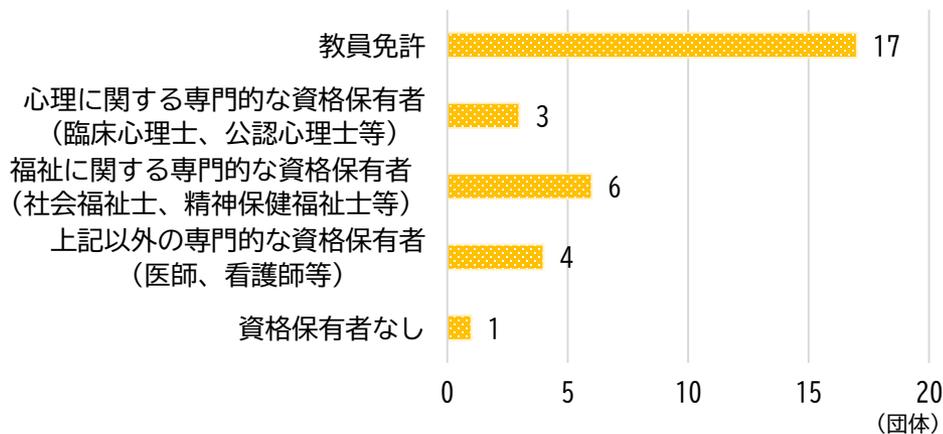
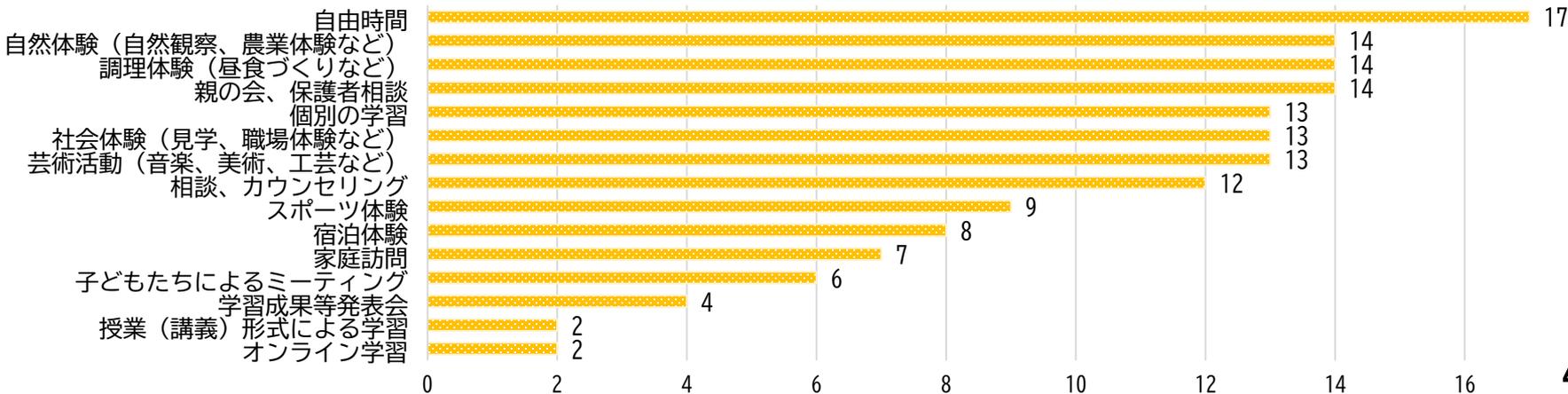


図5 活動内容(複数回答)



(3) 学校や行政との連携（複数回答）

- 「通所や支援の状況等に関して文書等により定期的な情報共有」や「学校・行政の職員の施設見学を受け入れる」ことにより連携をしている団体が最も多い。
- 「学校・行政が主催する不登校児童生徒の支援会議に施設職員が参加」している団体もある。（図6）

【参考：学校や行政との連携に必要なこと】（団体へのヒアリングより一部抜粋）

- 学校とフリースクール職員により意見交換や子どもの状況（生活面、学習面等）の情報共有。
- 不登校対策の学習会、研修会にフリースクール関係者を講師とし、フリースクールからも学んで欲しい。
- 学校から、施設での取組や子どもたちの様子についてももう少し関心を持って欲しい。

図6 学校や行政との連携

